

# ジェンダー平等社会の 実現に向けて

Towards a gender equal society

第6次すいた男女共同参画プラン

2026-2030



## はじめに

「女性だから」「男性だから」といった固定的な役割にしばられず、一人一人が自分らしく輝けるジェンダー平等社会の実現は、今の時代を生きる私たちにとって重要なテーマです。本市では、この思いを大切にしながら、誰もが安心して暮らせるまちを目指して、第6次すいた男女共同参画プランを策定しました。

「ジェンダー平等社会」とは、性別にかかわらず、すべての人が平等に権利や機会を持ち、社会の一員として責任を果たしながら、様々な場面で意思決定に参画できる社会のことです。平成27年(2015年)に国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)でも、「ジェンダー平等の実現」は令和12年(2030年)までに達成すべき重要な目標の一つとして掲げられています。

しかしながら、こうした理念は社会全体に広がり始めているものの、まだまだ男女の格差は解消しているとは言えない状況です。例えば、ジェンダー・ギャップ指数においても日本は依然として世界各国と比べて低い順位にとどまっています。その背景には、政治や経済の分野で女性の参画が進んでいないことや、無意識のうちに根付いてしまった固定的な性別役割分担意識などがあると指摘されています。

このような状況のもと、昨年、日本で初めて女性が総理大臣に就任するという歴史的な出来事がありました。これをきっかけに、政治をはじめとする様々な分野で女性の参画が進むことが期待されています。その流れの中で、行政においても、すべての政策や施策、事業にジェンダーの視点を取り入れる「ジェンダー主流化」が一層求められています。

本プランでは、SDGsの理念を踏まえつつ、すべての人の個性と多様性が尊重され、生きがいを感じられる社会の実現を目指しています。そのために、DVをはじめとするジェンダーに基づく暴力(性別に起因するあらゆる暴力)の根絶や、新たに施行された女性支援法に基づく施策の推進、そして根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消に取り組んでいきます。

なお、本プランの表紙には「ジェンダー平等社会の実現に向けて」というサブタイトルを大きく掲げ、ジェンダー平等の理念を視覚的にも伝わるよう工夫しています。市民の皆様にとって、このプランがより身近に感じられるものとなることを願っています。

最後に、本プランの作成にあたり、活発にご審議いただいた吹田市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見、ご提案をいただいた市民の皆様から感謝申し上げます。

令和8年(2026年)3月 吹田市

- 原則として年号は和暦で記載し、括弧書きで西暦を併記します。ただし、図表中は西暦で記載します。
- グラフ中の数値は、端数処理の都合上、内訳と合計が一致しない場合があります。

# 目次

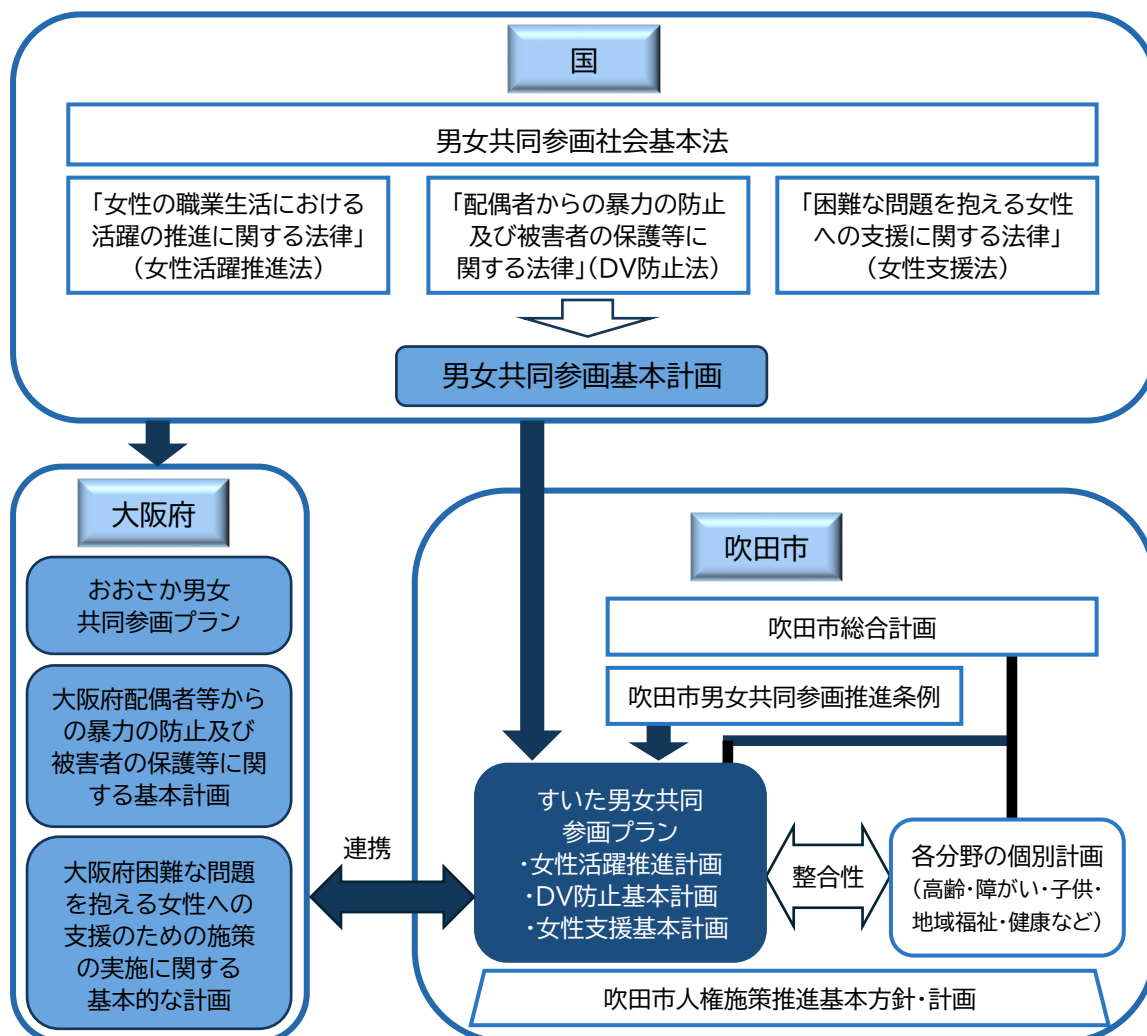
第1章 計画の基本的な考え方 .....	1
1 計画の位置づけ .....	1
2 計画がめざすまち .....	2
3 計画の名称 .....	2
4 計画の期間 .....	2
5 計画の構成 .....	2
6 SDGsとの関係 .....	2
第2章 計画の策定にあたって .....	4
1 背景 .....	4
2 世界・国・大阪府の動向 .....	5
3 吹田市の状況 .....	8
4 第5次プランの達成状況 .....	14
5 第6次プランに向けて .....	17
第3章 施策の内容 .....	20
1 施策の体系図 .....	20
2 現状と課題、主な取組 .....	22
<u>基本方向1 あらゆる分野における男女共同参画の推進</u> .....	22
✿ 基本施策1 政策や方針決定の場への女性の参画拡大 .....	22
✿ 基本施策2 就労の場における男女平等の推進 .....	24
✿ 基本施策3 仕事と生活における男女共同参画の推進 .....	28
✿ 基本施策4 地域における男女共同参画の推進 .....	33
<u>基本方向2 ジェンダーに基づく暴力の根絶と安心・安全な暮らしの実現</u> .....	36
✿ 基本施策1 暴力の根絶のための基盤づくり .....	36
✿ 基本施策2 DVの根絶と被害者支援 .....	40
✿ 基本施策3 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備 .....	47
✿ 基本施策4 ライフステージに応じた健康支援 .....	51
<u>基本方向3 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備</u> .....	54
✿ 基本施策1 男女共同参画意識の醸成 .....	54
✿ 基本施策2 男女共同参画に関する拠点施設の活用促進 .....	60

第4章 計画の推進 .....	63
1 庁内における推進体制.....	63
2 市民と行政との協働.....	63
3 計画の進行管理及び検証.....	63
4 計画推進のための目標値(一覧) .....	64
資料編.....	66
資料1 用語解説.....	66
資料2 男女共同参画に関する国内外の動き .....	71
資料3 法令集.....	74
資料4 吹田市男女共同参画審議会委員.....	106
資料5 吹田市男女共同参画審議会の検討経過.....	106

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の位置づけ

- (1)「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「男女共同参画基本計画」及び大阪府の「おおさか男女共同参画プラン」を踏まえ、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する計画です。
- (2)「吹田市男女共同参画推進条例」に基づき、現行の「第5次すいた男女共同参画プラン」を継続・発展させるものです。
- (3)「吹田市総合計画」を上位計画とする人権分野の個別計画であるとともに、他の個別計画との整合性をもたせたものです。
- (4)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(女性活躍推進計画)」を含むものです。
- (5)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画(DV防止基本計画)」を含むものです。
- (6)「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「女性支援法」という。)に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画(女性支援基本計画)」を含むものです。



## 2 計画がめざすまち

吹田市男女共同参画推進条例では、男女共同参画社会の実現を目指して、5つの基本理念を定めています。その理念をもとに「すべての人が性別にかかわらずいきいきと活躍し、安心して暮らすことのできる豊かなまち」を計画がめざすまちの姿とします。

### 基本理念

- 「男女の人権の尊重」
- 「性別による固定的な役割分担等に基づく社会制度・慣行の解消」
- 「家庭における活動と他の活動への対等な参画」
- 「政策等の立案及び決定への共同参画」
- 「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重」

### めざすまちの姿

すべての人が性別にかかわらずいきいきと活躍し、  
安心して暮らすことのできる豊かなまち

## 3 計画の名称

吹田市男女共同参画推進条例に基づく計画として、5次にわたり策定されてきたすいた男女共同参画プランの名称を継承し、「第6次すいた男女共同参画プラン」とします。

## 4 計画の期間

計画の期間は令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。

## 5 計画の構成

基本理念のもと、めざすまちの姿を実現させるために3つの基本方向を定め、基本施策ごとに現状と課題及びこれにつながる市の取組や計画推進のための指標を設定するとともに、市民の取組を示しました。

## 6 SDGsとの関係

平成27年(2015年)に国際連合(以下「国連」という。)で採択されたSDGsでは、ゴール5に「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント」を掲げています。そして、持続可能な開発のための2030 アジェンダにおいて、「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント」は、すべてのゴールを達成するために必要不可欠な手段であるとされています。

本市の第6次プランにおいても、あらゆる取組にジェンダーの視点を取り入れ、更なるジェンダー平等の実現を目指します。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## コラム

### ジェンダー主流化ってなに？

「ジェンダー主流化」とは、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)により生じる不平等を解消するため、男女の違いだけでなく、多様な人々が抱える課題やニーズを踏まえて、政策や事業などを立案・実行していくことを指します。

何かをスタートするとき、ジェンダーの視点に立って考えることから意識していきたいですね。

## 第2章 計画の策定にあたって

### 1 背景

平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題として位置づけて以降、国では第1次から第5次にわたる男女共同参画基本計画に基づく様々な施策が取り組まれてきました。

本市においても、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的として、平成14年(2002年)に吹田市男女共同参画推進条例を制定するとともに、翌年には条例に基づく具体的な行動計画である「すいた男女共同参画プラン」(第1次プラン)を策定しました。その後、平成20年(2008年)に第2次プラン、平成25年(2013年)に第3次プラン、平成30年(2018年)に第4次プランを策定し、令和5年(2023年)に策定した第5次すいた男女共同参画プランでは、あらゆる分野における女性の参画拡大、DVを始めとするあらゆる暴力の根絶、男女共同参画社会を実現するための意識醸成に取り組んできました。しかしながら、指導的地位における女性の参画は進んでおらず、令和6年(2024年)に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」によると、男女間の不平等感は依然として解消されていません。

また、複雑化、複合化する困難な問題を抱える女性への支援、女性の社会進出に伴う仕事と生活の調和のための環境づくり、増加傾向にあるDVや児童虐待などの暴力に対する取組など、更に取り組むべき課題が生じています。

このような社会情勢を踏まえ、すべての人が性別にかかわらずいきいきと活躍し、安心して暮らすことのできる豊かなまちを目指して、新たに令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までを計画期間とする第6次すいた男女共同参画プランを策定します。

## 2 世界・国・大阪府の動向

### (1) 世界の動向

国連は、昭和50年(1975年)に第1回世界女性会議を開催し、国内、国際両面において行動の指針となる「世界行動計画」を採択しました。昭和54年(1979年)に国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」は、あらゆる分野で女性に対する差別を撤廃すること、法的差別だけでなく、差別的な慣習・慣行を修正・撤廃するためのあらゆる措置をとることを締約国に義務付けています。

平成5年(1993年)の世界人権会議では、女性に対する暴力は人権問題と位置づけられ、同年の国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。

平成27年(2015年)には「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント」が持続可能な開発目標(SDGs)の一つとして位置づけられました。

令和元年(2019年)に日本で開催された「G20 サミット(金融・世界経済に関する首脳会合)」の成果文書である「G20 大阪首脳宣言」では、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されました。

令和5年(2023年)に日本で初めて、G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が開催され、新型コロナウイルス感染症拡大下において、女性が雇用の調整弁となるなど、経済・雇用分野でのジェンダー不均衡が喫緊の問題として取り上げられました。議論の成果としてまとめられた「G7 ジェンダー平等大臣共同声明(日光声明)」では、コロナが女性・女児に及ぼした不均衡な悪影響を包括的に検討・分析した上で、女性の経済的自立や女性に対する暴力等の課題に関して、今後の取組方針が示されました。

### (2) 国の動向

#### 男女雇用機会均等法の制定:昭和60年(1985年)

活発化する国際的な男女の機会均等の達成に向けた動きを受けて、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を確保するための法的整備が行われ、「勤労婦人福祉法」の一部改正により「男女雇用機会均等法」が制定されました。この法律は、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念としています。

#### 男女共同参画社会基本法の制定:平成11年(1999年)

男女共同参画社会の実現を促進するための法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年、同法に基づいて「男女共同参画基本計画」が策定されました。

#### DV防止法の施行:平成13年(2001年)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために成立した法律であり、配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることが明記されました。

### 女性活躍推進法の制定:平成27年(2015年)

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、求職者に資する情報公開を行うことが事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に義務付けられました。

### 働き方改革関連法の成立:平成30年(2018年)

長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現や公正な待遇の確保を目的として、労働基準法等の関連法が改正されました。

### DV防止法及び児童福祉法の改正:令和元年(2019年)

DV対応と児童虐待対応との連携強化に向け、相談機関として児童相談所が法文上明記されるとともに、保護の適用対象としてDV被害者の同伴家族が含まれることなどが盛り込まれました。

### 育児・介護休業法の改正:令和3年(2021年)

男性の育児休業取得の促進を図るため、出生時育児休業制度の創設や、子が1歳までの育児休業の分割取得など、柔軟な育児休業の枠組みが導入されました。

### 女性支援法の制定:令和4年(2022年)

女性が抱える問題が多様化、複雑化する中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として令和4年(2022年)に「女性支援法」が成立し、令和6年(2024年)に施行されました。この法律において、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点が明確に規定されました。

### DV防止法の改正:令和5年(2023年)

接近禁止命令等の申し立てを行うことができる被害対象者の拡充や接近禁止命令等の期間伸長など、保護命令制度が拡充されました。また、保護命令違反が厳罰化されました。

### LGBT理解増進法の制定:令和5年(2023年)

性的指向・性自認の多様性について国民の理解を深め、全ての国民が互いを尊重し共生できる社会の実現を目指す理念法で、国や地方公共団体が理解増進のための施策を推進する役割を定め、差別や偏見をなくすことを基本理念としています。

### 民法等の一部改正:令和6年(2024年)

父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定が見直されました。この改正により、離婚後の父母双方を親権者と定めること(共同親権)が可能となりました。

この法律は、一部の規定を除き、上記公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日に施行されます。(令和8年(2026年)5月までに施行予定)

## 女性版骨太の方針 2025 の決定:令和7年(2025年)

正式名称は「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025」であり、女性活躍・男女共同参画の推進に向けて、「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」「全ての人々が希望に応じて働くことができる環境づくり」「あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大」「個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現」「女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化」の5つの柱に沿って、横断的な視点を持ち、速やかな取組の推進をめざすものです。

## 女性活躍推進法の改正:令和7年(2025年)

令和8年(2026年)3月31日までの時限立法として制定された同法の期限を10年間延長するとともに、職員の男女の給与の額の差異及び管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の情報の公表が義務付けられました。

### (3)大阪府の動向

大阪府では、平成13年(2001年)に男女共同参画社会基本法に基づき「おおさか男女共同参画プラン」を策定し、平成14年(2002年)に「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。令和3年(2021年)には「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定し、市町村との連携協力、府民や府内の企業、NPO等多様な主体と力を合わせて取組を推進するとしています。

また、大阪府では、社会情勢の変化を鑑みて、平成20年(2008年)に作成した「男女共同参画社会の実現をめざす表現の手引き」から新たに「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」を令和3年(2021年)に作成し、固定観念や偏見の助長につながらないように意識した情報発信に取り組んでいます。

そして、困難な問題を抱える女性への福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために、令和6年(2024年)に「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」が策定されました。この中で、女性相談支援員の充実や保護を必要とする人を見逃さないために府・市町村との連携の強化の取組を促進するとしています。

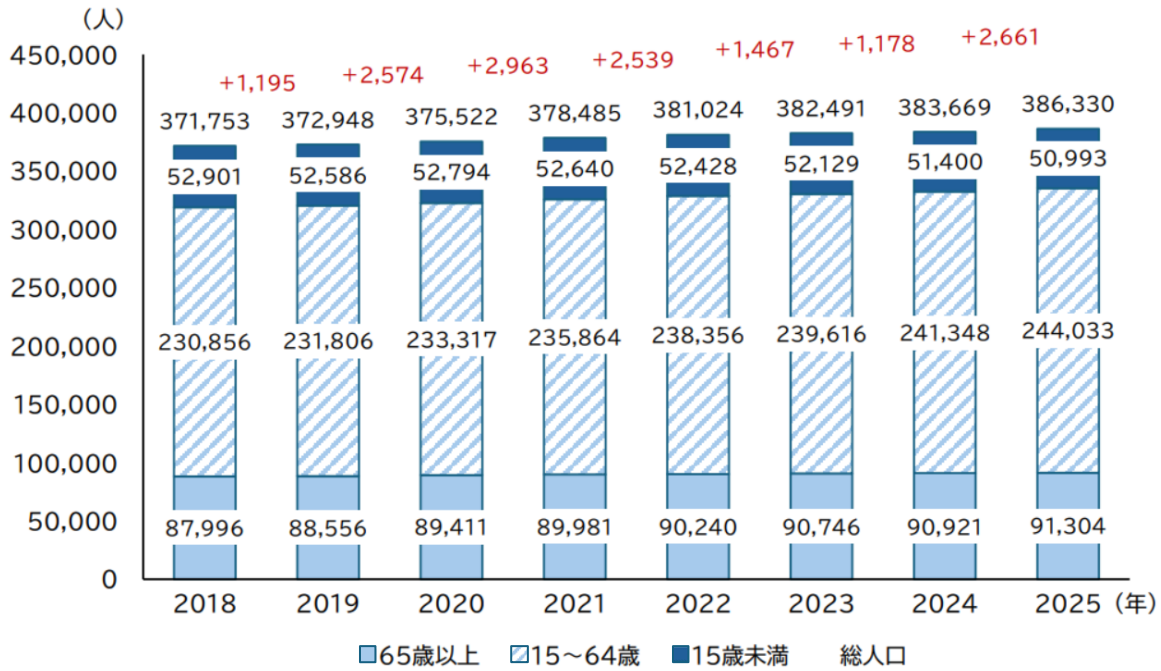
### 3 吹田市の状況

#### (1)人口と世帯の動向

本市の人口は平成7年(1995年)以降増加に転じ、現在も増加傾向にあります。平成30年(2018年)と令和7年(2025年)で比較すると、371,753人から386,330人と14,577人増加しています。

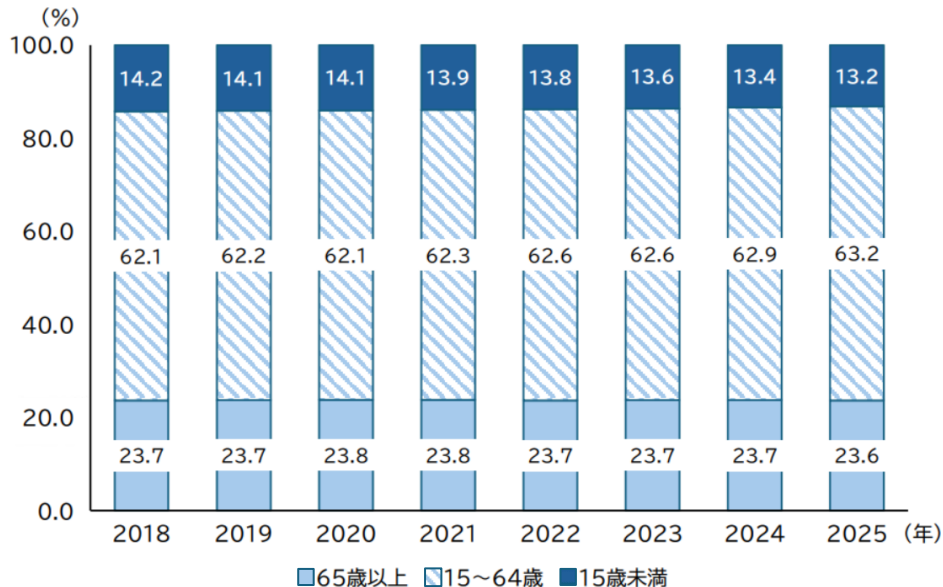
年齢別でみると、令和7年(2025年)の年少人口(15歳未満)は50,993人、生産年齢人口(15~64歳)は244,033人、老年人口(65歳以上)は91,304人で、平成30年(2018年)と比較すると、年少人口は減少し、生産年齢人口及び老年人口は増加しています(図1参照)。高齢化率は全国の29.3%(令和6年10月1日現在)に対し、23.6%で横ばいとなっています(図2参照)。

(図1)吹田市の人口



資料:住民基本台帳(各年9月末人口)

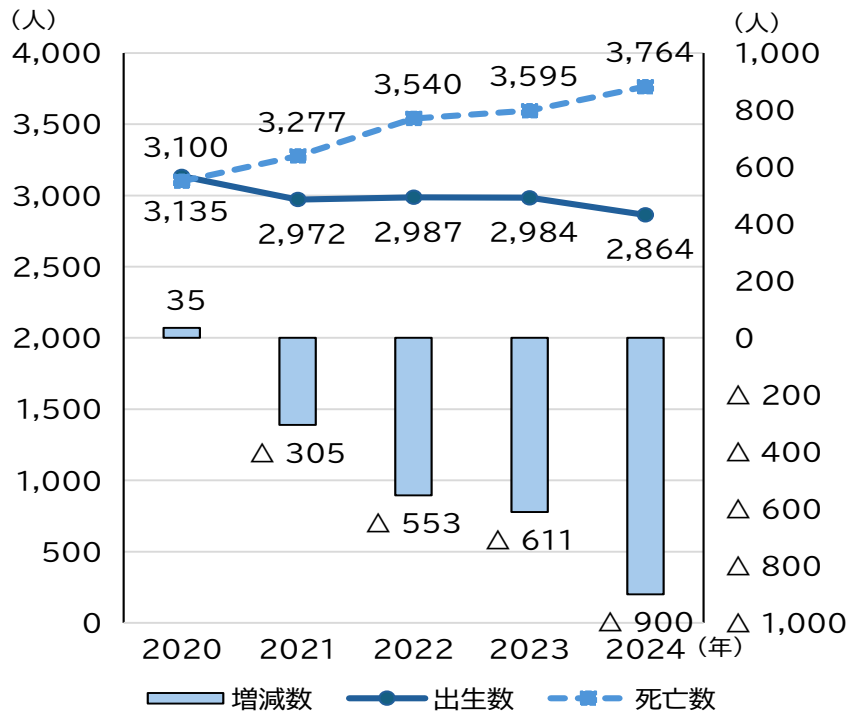
(図2)吹田市の人口割合



資料:住民基本台帳(各年9月末人口)

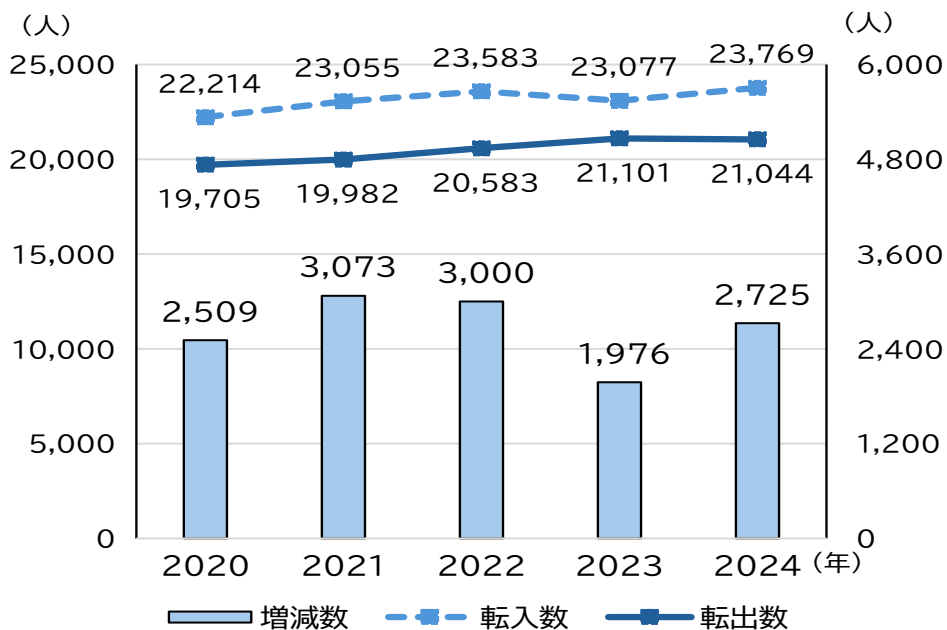
また、本市の出生数と死亡数をみると、令和2年(2020年)に一度出生数が上回る自然増に転じていますが、その後、出生数が減少し、死亡数は年々増加しているため、出生数と死亡数の差が大きくなり、自然減の状態となっています(図3参照)。一方で、転入数と転出数については、常に転入が多い社会増の状態が続いています(図4参照)。

(図3)吹田市の出生数と死亡数



資料:総務室・市民室

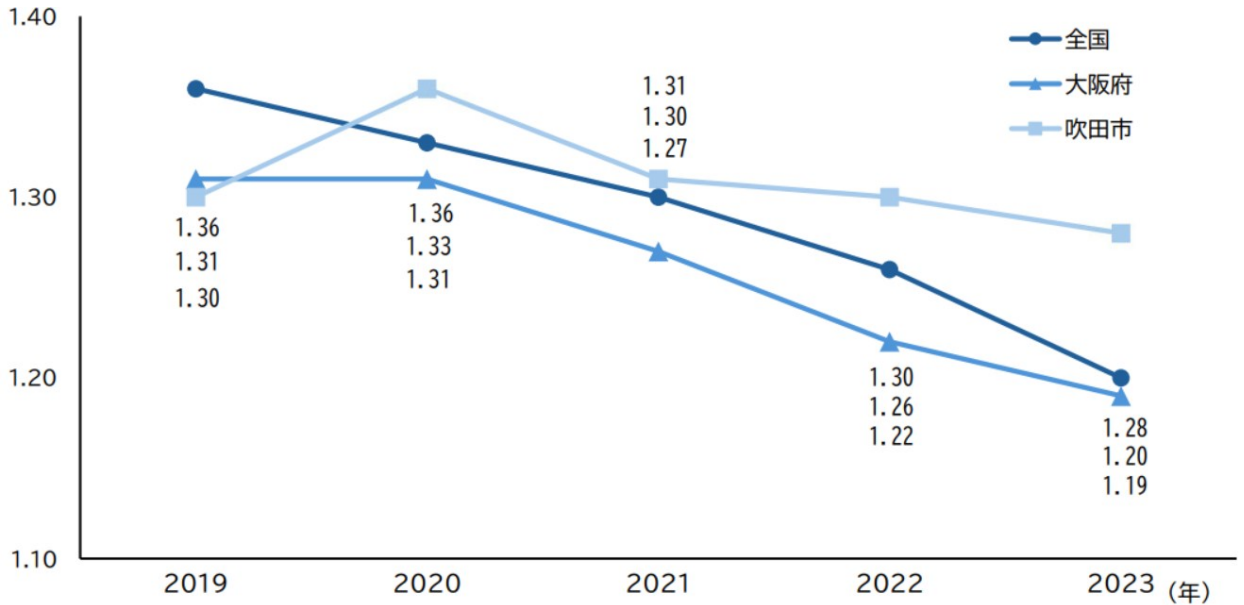
(図4)吹田市の転入数と転出数



資料:総務室・市民室

一人の女性が生涯に産む子供数の平均を示す合計特殊出生率については、全国、大阪府、吹田市ともに減少傾向にあります。本市は全国及び大阪府より高い数値で推移しており、令和5年(2023年)は1.28となっています(図5参照)。

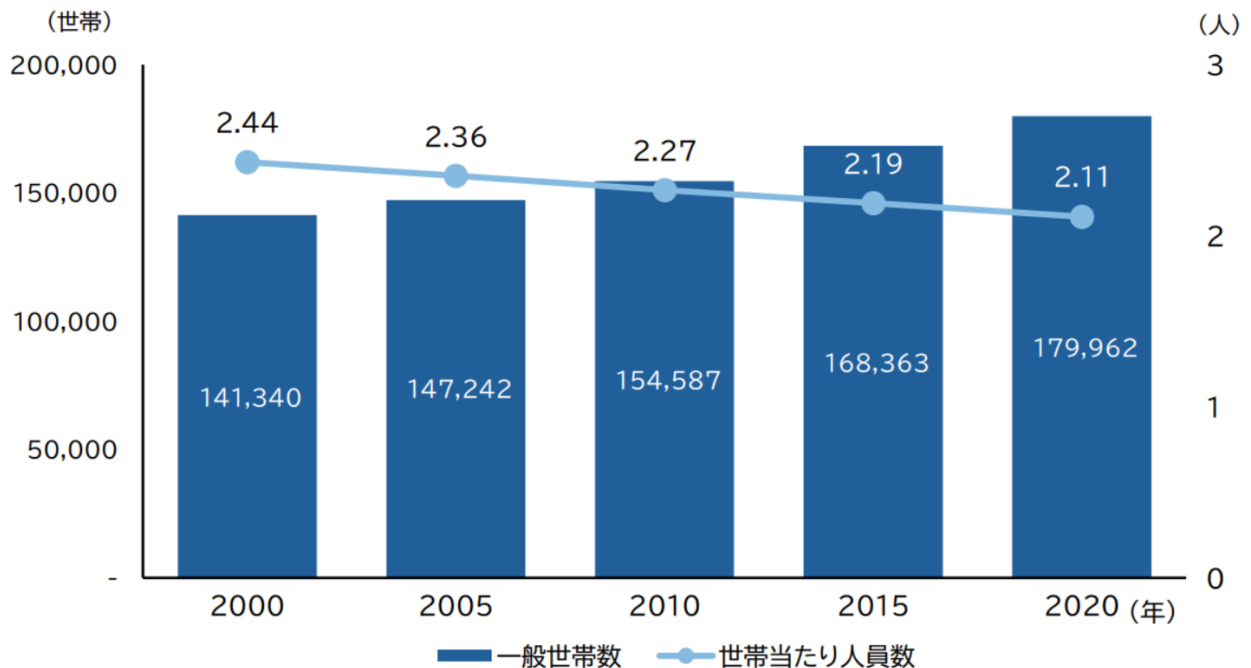
(図5)合計特殊出生率



資料:吹田市は企画財政室 全国・大阪府は厚生労働省「人口動態調査」

令和2年(2020年)の本市の一般世帯数は179,962世帯で、1世帯当たりの人員数は2.11人です。平成12年(2000年)の141,340世帯、2.44人と比べると、一般世帯数は増加傾向ですが、1世帯当たりの人員は縮小傾向にあります(図6参照)。

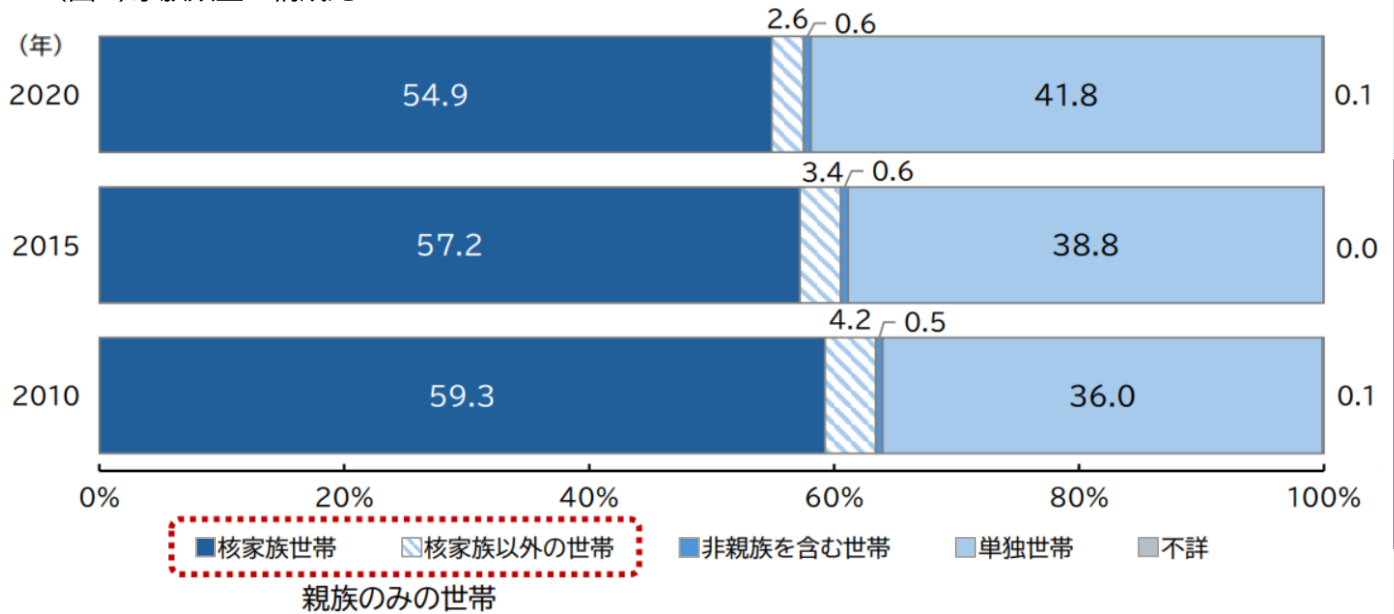
(図6)一般世帯数・世帯当たり人員数



資料:令和2年(2020年)総務省「国勢調査」

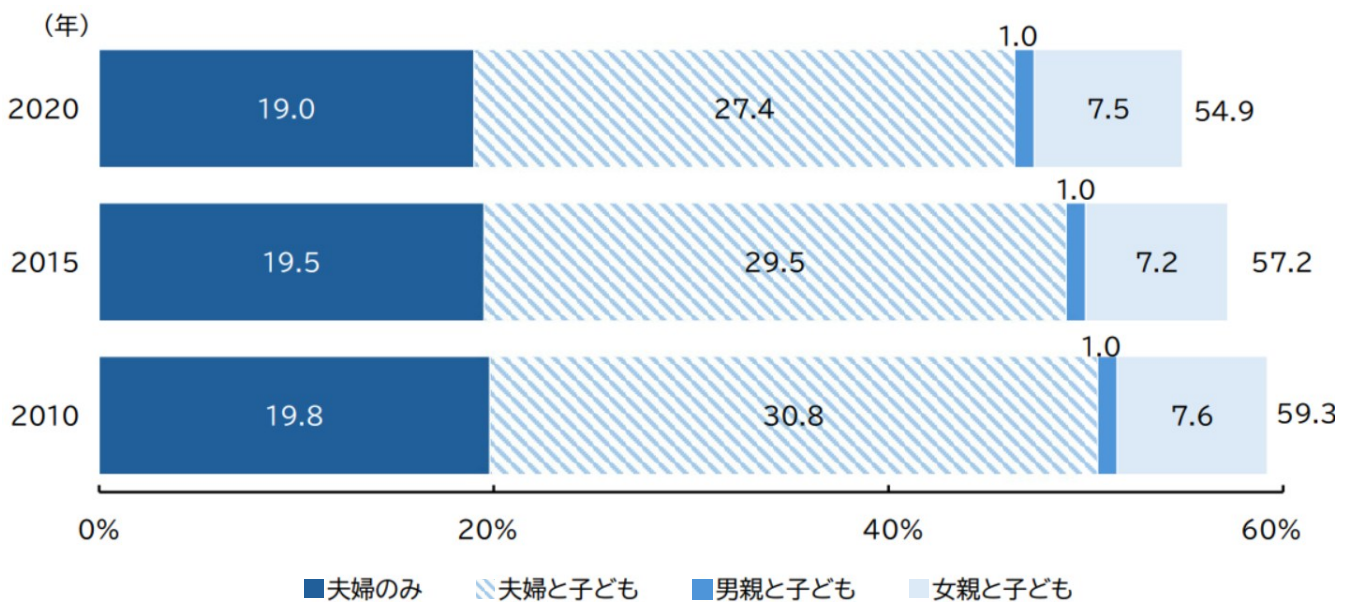
世帯類型別の構成比をみると、親族のみの世帯のうち「核家族世帯」及び「核家族以外の世帯」は平成22年(2010年)から5年ごとに減少を続けており、対照に「単独世帯」は増加しています(図7参照)。「核家族世帯」の内訳をみると、「夫婦のみ」の世帯、「夫婦と子ども」世帯が減少しています(図8参照)。

(図7)家族類型の構成比



資料:令和2年(2020年)総務省「国勢調査」

(図8)「核家族世帯」の内訳



資料:令和2年(2020年)総務省「国勢調査」

## (2)男女共同参画に関する市民意識

第6次プラン策定の基礎資料とするため、令和6年度(2024年度)に「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」を実施しました。市内に在住する18歳以上の2,000人に調査票を送付し、848人の回答を得て、有効回収率は42.4%でした。



男女共同参画に関する市民意識・実態調査報告書

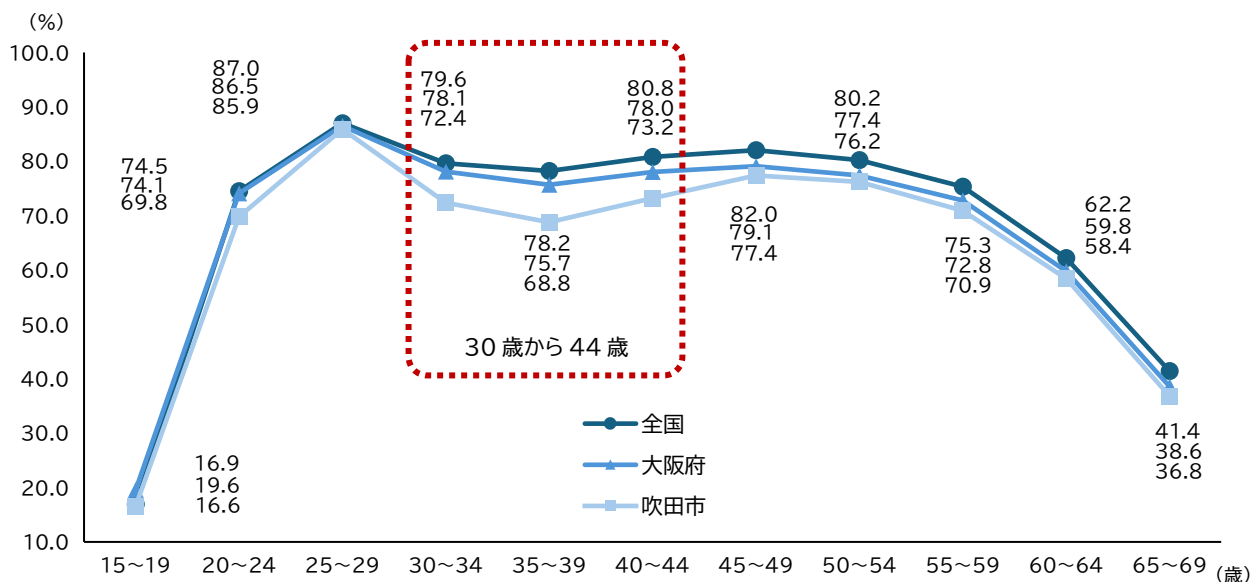
## (3)女性の就労状況

女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく官民の取組により、本市においても女性の年齢階級別労働力率を示す、いわゆるM字カーブは解消に向かっていますが、依然として30歳から44歳までの労働力率は低い傾向にあります。

令和2年(2020年)の国勢調査では、本市の女性の30歳から34歳の労働力率は72.4%、35歳から39歳は68.8%で、全国や大阪府と比較してM字の谷間の落ち込みが大きくなっています(図1参照)。

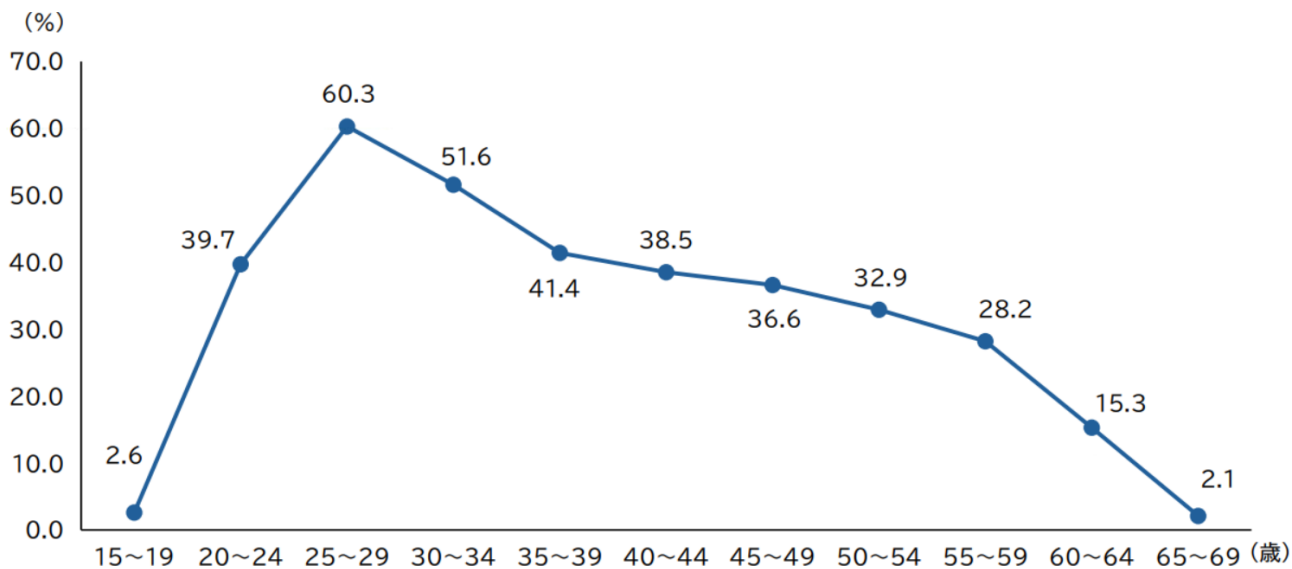
また、女性の年齢階級別正規雇用比率を見ると、25~29歳をピークに低下し、30代、40代などは非正規雇用が中心となる状況(L字カーブ)が見られます。これは、出産時に退職、または働き方を変え、育児後に非正規で働くケースが多いと考えられます(図2参照)。

(図1)女性の年齢階級別労働力率(全国・大阪府・吹田市)



資料:令和2年(2020年)総務省「国勢調査」

(図2)女性の年齢階級別正規雇用比率(全国)

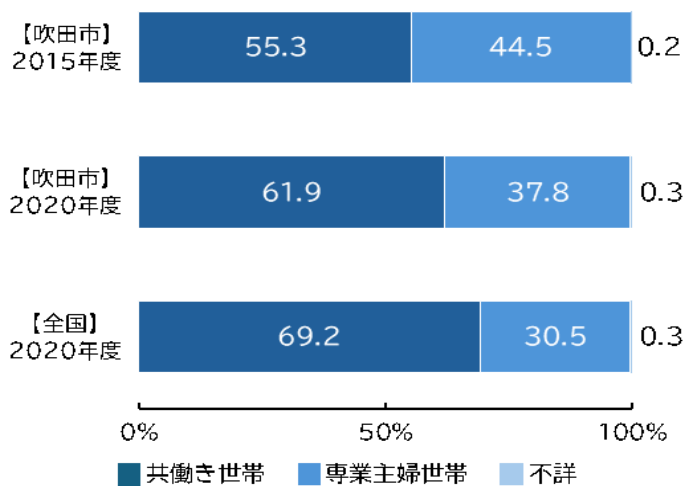


資料:令和6年(2024年)総務省「労働力調査」

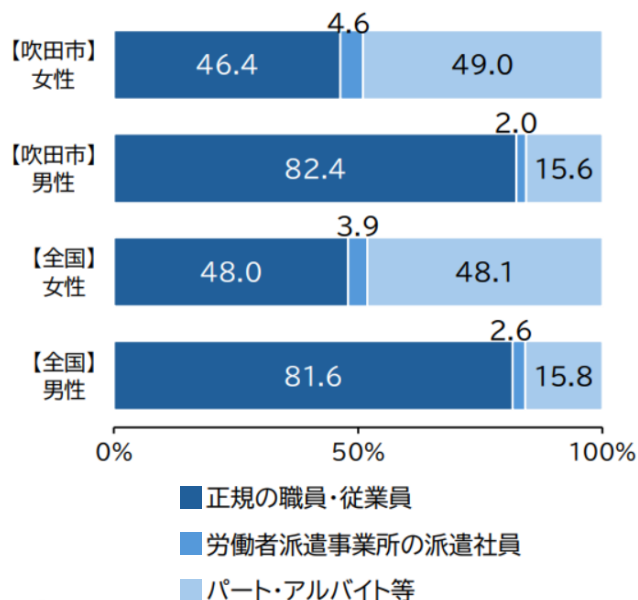
本市においても、専業主婦世帯は減少傾向、共働き世帯は増加傾向にありますが、令和2年(2020年)の専業主婦世帯の割合は37.8%で、全国平均の30.5%と比較するとやや高くなっています(図3参照)。

一方、本市の働く女性の正規雇用率は46.4%で、全国平均の48.0%に比べて1.6ポイント低くなっており、本市の男性の正規雇用率の82.4%と比較すると大きな差があります(図4参照)。

(図3)共働き世帯と専業主婦世帯の割合



(図4)正規・非正規雇用の割合



資料:令和2年(2020年)総務省「国勢調査」

## 4 第5次プランの達成状況

本市では、第5次プランに基づき、様々な施策や取組を実施し、男女共同参画の推進を図ってきました。第5次プランで設定した目標値の達成状況は次の通りです。

評価方法	A:目標を達成している又は目標の達成に向けて計画どおり進んでいる B:目標を達成していないが計画最終年度には目標を達成する見込みである C:目標を大きく下回っている又は目標の達成に向けた進捗が遅れており取組の強化が必要である
------	--

### 基本方向1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

#### 基本方向1 主な指標の達成状況

政策や方針決定における女性の参画状況として、「市職員の管理職(課長代理級以上)に占める女性の割合」及び「吹田市防災会議における女性委員の割合」はプラン策定時から増加しました。少しずつ女性の参画が進んできていますが、いずれも目標値には達していません。

「女性を対象とした就労に関する講座数」は、新しいテーマの講座に取り組むなどしたことにより、講座全体のバランスの中で目標値を下回りました。

ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組では、「育児休業・介護休業制度の利用があった事業所の割合」は目標値には達していません。「男性市職員の育児休業取得率」は現状値では目標値を大きく超えているものの、増減があるため、恒常的に目標値を維持できるよう今後も取組を継続していく必要があります。

	No	指標	プラン策定時 (2021年度)	現状値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	目標 達成度 評価
基本課題1	1	市職員の管理職(課長代理級以上)に占める女性の割合	25.5% (2022年度)	26.5%	30%以上	C
	2	審議会等委員における女性の割合	30.1% (2022年度)	31.9%	40%~ 60%	C
	3	女性委員がいない審議会等の割合	7.9% (2022年度)	4.9%	解消する	C
基本課題2	4	女性を対象とした就労に関する講座数	4講座	1講座	5講座	C
	5	管理職への登用において「平等である」と思う人の割合	21.4% (2020年度)	27.1%	40%以上	C
基本課題3	6	男性市職員の育児休業取得率	31.6%	75.0%	50%以上	A
	7	育児休業・介護休業制度の利用があった事業所の割合	12.6%	15.3%	20%以上	C
	8	事業所を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する啓発の実施回数	3回	5回	5回	A
基本課題4	9	吹田市防災会議における女性委員の割合	19.4%	22.9%	30%以上	C

## 基本方向2 暴力の根絶と安心・安全な暮らしの確保

## 基本方向2 主な指標の達成状況

「配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けたがどこにも相談しなかった人の割合」はプラン策定時より減少し、相談につながった人が増加したものの、目標値を達成できていません。本市のDVの相談窓口である「すいたストップ DV ステーション」の認知度は、効果的な啓発ができておらず、プラン策定時より減少し、目標値を大きく下回っています。どのような行為がDVにあたるのかを知ってもらうとともに、相談窓口の更なる周知に努め、DVの被害を受けた人を適切な支援につなげる必要があります。

また、「生活困窮者に対する就労支援により就労につながった人の割合」は現状で目標値をクリアできてはいますが、安定的に高い水準を維持できるよう、継続して取り組んでいく必要があります。

	No	指標	プラン策定時 (2020年度)	現状値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	目標 達成度 評価
基本課題1	1	ハラスメントの相談窓口もしくは制度を定めている事業者の割合	21.4% (2021年度)	27.9%	40%以上	C
	2	セクシュアル・ハラスメントが同性間でも成立することを知っている人の割合	56.7%	63.7%	70%以上	B
基本課題2	3	すいたストップDVステーションの認知度	16.3%	14.1%	30%以上	C
	4	中学校におけるデートDV予防啓発実施校数(※)	13校 (2021年度)	11校	18校 (すべての市立中学校)	B
	5	配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けたがどこにも相談しなかった人の割合	48.0%	44.6%	30%未満	C
基本課題3	6	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度	14.5%	15.7%	25%以上	C
	7	子宮がん・乳がん検診受診率	子宮がん 49.8% 乳がん 51.4% (2018年度)	子宮がん 50.5% 乳がん 49.7% (2022年度)	子宮がん 50% 乳がん 増加	B
基本課題4	8	生活困窮者に対する就労支援専門員が関わる支援により就労につながった割合	41.3% (2021年度)	60.9%	50%	A
	9	ひとり親家庭への就業支援により就業につながった人の割合	87.5% (2021年度)	76.0%	100%	B
	10	「LGBT」の認知度	73.2%	83.8%	90%以上	B

(※)男女共同参画センターが実施した啓発実施校数

## 基本方向3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

## 基本方向3 主な指標の達成状況

社会全体での男女の地位の平等感や、男女が共に個性や能力を発揮できる社会になってきているという認識は、ほぼ横ばいとなっており、社会における男女の平等感に対しては大きな変化が生じていません。一方で、SDGsやジェンダー・ギャップ指数等の男女共同参画に関する知識の認知度は大きく上昇しており、市民の関心は高くなっていると考えられます。同様の傾向は他市町でも見られ、社会全体で男女平等に対する意識が強まっているからこそ、現状を平等と認識していない人が増加しているとも考えられます。

本市における男女共同参画の推進にかかる拠点施設である吹田市男女共同参画センター「デュオ」の認知度は横ばいとなっており、本市における男女共同参画の取組の周知が十分にできているとは言えない状況です。市民に取組を知ってもらえるよう情報発信を強化すると共に、活動内容を更に充実させる必要があります。

	No	指標	プラン策定時 (2020年度)	現状値 (2024年度)	目標値 (2025年度)	目標 達成度 評価
基本課題1	1	「男は仕事、女は家庭」と思う市民の割合	女性 20.5% 男性 26.9%	女性 14.4% 男性 27.4%	男女とも 15%未満	C
	2	社会全体として男女の地位は平等であると思う市民の割合	15.5%	14.3%	30%以上	C
	3	男女が共に個性や能力を発揮できる社会になってきていると思う市民の割合	34.2% (2018年度)	37.2% (2022年度)	40%以上	B
	4	吹田市男女共同参画推進条例の認知度	35.1%	26.4%	50%以上	C
基本課題2	5	男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の際の指導方法に関する教職員への研修・講座内容に対する肯定的評価率	97.5% (2021年度)	100%	100%	A
基本課題3	6	「SDGs」の認知度	40.3%	81.9%	80%以上	A
	7	「ジェンダー・ギャップ指数」の認知度	19.5%	45.9%	30%以上	A
	8	児童・生徒の学校教育等の支援のための通訳者派遣回数	428回	948回	450回以上	A
基本課題4	9	吹田市立男女共同参画センター「デュオ」の認知度	18.7%	18.9%	30%以上	C

## 5 第6次プランに向けて

第6次プランにおいては、第5次プランまで行ってきた取組を継続・発展させながら、以下のとおり、第5次プランでは達成できていない課題や、新たな社会課題などに取り組み、ジェンダー平等社会の実現を目指します。

### 基本方向1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

自らの意思に基づいて、誰もが個性や能力を発揮できる社会を実現するためには、互いを尊重し、多様性を認めあう意識を持ち、性別による偏りを是正することが重要です。

第5次プランの計画期間において、市職員の管理職(課長代理級以上)に占める女性の割合は横ばいで、目標値の30%には達していません。本市における審議会等の女性の参画状況として、女性委員の割合はプラン策定時より増加しており、女性委員がいない審議会等の割合は減少傾向にあります。いずれも目標値は達成できていませんが、少しずつ女性の参画が進んでいるといえます。

令和6年度(2024年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」によると、就労の場での性別による差について、「募集・採用」「賃金」「管理職への登用」などの調査項目すべてで前回調査より「男性の方が優遇されている」と思う人の割合が減少し、「平等である」と思う人の割合が増加しています。しかしながら性別でみると、「平等である」と思う人の割合はすべての項目で女性より男性の割合が高くなっています。

希望するすべての人が安心して働き続けるためには、性別による待遇等の格差を是正するほか、男女がともに家事・子育て・介護等を担い、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりが必要です。男性市職員の育児休業取得率は第5次プラン策定時の31.6%から75.0%と大きく上昇しました。厚生労働省の「雇用均等基本調査」によると、全国の企業・事業所における男性の育児休業取得率は近年、大きく増加していますが、女性と比べると依然として差が見られます。

地域活動では、地域の多様化する課題やニーズに対応していくため、性別や年齢等により役割が固定化されることなく、多様な視点を取り入れることが重要です。リーダーとなる人の性別の偏りが少なくなっている活動や団体もありますが、まだまだ差が見られる活動や団体もあります。

社会全体で、性別にかかわらず、ともにあらゆる活動へ参画することの意義への認識を高めることはもちろん、参画を妨げる要因として、政策や方針決定の場、就労の場、家庭、地域生活において課題や困難が生じていないかを把握し、改善する取組が必要です。

### 基本方向2 ジェンダーに基づく暴力の根絶と安心・安全な暮らしの実現

誰もが安心して暮らすことができる社会に向けて、ジェンダーに基づくあらゆる暴力やハラスメントを許さない意識を一人一人が持ち続けることや、被害を受けた人が迅速に相談でき、必要な支援を受けられる環境づくりが必要です。

第5次プランにおいても、暴力やハラスメントに関する適切な認識を周知・啓発し、相談しやすい環境づくりの取組を進めていますが、配偶者や交際相手からの暴力(DV)は潜在化しやすく、被害者が外部へ相談しにくい状況がみられ、相談できなかった人は依然として存在している実情にあります。

本市においても、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ「すいたストップ DV ステーション」を設置していますが、その認知度は14.1%と低い状態であるため、DVに対する相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、被害者の保護、自立支援に取り組めます。

高齢者、障がい者、ひとり親家庭、外国人などで生活上の困難を抱えている人は、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があるため、安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、相談窓口の充実や、自立に向けた支援の実施、包括的な支援の提供が必要です。

また、誰もが健康で自分らしく生きていくためには、男女が互いの性差を理解し、互いの特徴を知ったうえで尊重していくことが大切です。特に女性は心身の状態が年代に応じて大きく変化する特性があるため、ライフステージに応じた心と身体の健康について、正しい知識を身につけ、自ら主体的に健康づくりに取り組む必要があります。そのため、より一層の啓発や正しい知識の普及に努め、一人一人に自らの健康に対する関心を高めてもらうことが重要です。

### 基本方向3 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という認識は、未だに一部に根付いており、特に男性はその認識が強い傾向にあります。また、社会全体での男女の地位の平等感や「男女が共に個性や能力を発揮できる社会になってきている」という認識も第5次プランの目標値には届かず、まだまだ男女共同参画社会の実現には至っていないのが現状です。第6次プランにおいても、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成に取り組めます。

意識の醸成を行うに当たっては、まだ子供の頃から、それぞれの発達段階を踏まえ、人権尊重やジェンダー平等意識について教育を行うことが固定的性別役割分担意識の解消につながり、すべての人が個性と能力を発揮しながらいきいきと生活することができる社会へとつながる基礎となります。

また、学校教育の現場以外でも、あらゆる世代やあらゆる場において啓発を行っていくことが大切です。

家庭、地域、就労の場、団体等においても、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が根強く存在しており、これを解消するための意識改革と理解の促進を図ります。

また、一人一人の性の在り方は多様であり、個人の尊厳にかかわる大切な問題です。本市では、誰もが自分の性的指向・性自認が尊重され、性の多様性を認め合い、自分らしく生き、その個性を発揮できる社会づくりを目指します。

本市では、男女共同参画センターを拠点施設として、市民との交流や連携を図りながら協働して男女共同参画の推進に取り組んでいます。残念ながら、男女共同参画センター「デュオ」の認知度は、令和6年(2024年)現在で2割未満と低く、市民にその取組や活動が知られていないことから、引き続き、男女共同参画センターがより多くの人に利用され、男女共同参画の推進につながるよう、活動内容の改善に努めていきます。

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の策定にあたって

第3章 施策の内容

第4章 計画の推進

資料編

# 第3章 施策の内容

## 1 施策の体系図

### 基本方向1

あらゆる分野における  
男女共同参画の推進



基本施策1 政策や方針決定の場への女性の参画拡大

基本施策2 就労の場における男女平等の推進

基本施策3 仕事と生活における男女共同参画の推進

基本施策4 地域における男女共同参画の推進

### 基本方向2

ジェンダーに基づく  
暴力の根絶と安心・安全  
な暮らしの実現



基本施策1 暴力の根絶のための基盤づくり

基本施策2 DVの根絶と被害者支援

基本施策3 困難を抱える人が安心して暮らせる  
環境の整備

基本施策4 ライフステージに応じた健康支援

### 基本方向3

男女共同参画社会の  
実現に向けた環境の整備



基本施策1 男女共同参画意識の醸成

基本施策2 男女共同参画に関する拠点施設の  
活用促進

主な取組		
1 市政等に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大 2 市審議会等委員への女性の参画拡大		女性活躍推進計画
1 事業所における女性活躍の推進 2 女性の就労の支援と能力開発の支援 3 積極的格差是正や仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所への支援		女性活躍推進計画
1 長時間労働の是正をはじめとする働き方の見直し 2 男性の家事・育児・介護への参画を促進する環境の整備 3 仕事と子育ての両立のための環境の整備		女性活躍推進計画
1 地域活動におけるジェンダー平等の推進 2 防災・防犯分野における女性の参画拡大		
1 暴力の根絶のための意識啓発と環境整備 2 性犯罪・性暴力に関する取組の推進 3 ハラスメント防止体制の整備と啓発の推進		女性活躍推進計画
1 DV防止に向けた啓発の推進 2 相談体制の整備充実 3 児童虐待防止対策との連携強化 4 被害者保護と自立支援の強化 5 DV加害者の更生支援	重点施策	DV防止基本計画 女性支援基本計画
1 貧困・高齢・障がいにより困難を抱える人への支援 2 ひとり親家庭に対する支援 3 在住外国人に対する支援 4 その他困難を抱える人への支援 5 支援対象者への包括的な支援の提供	重点施策	女性支援基本計画
1 思春期における心とからだの健康づくりの推進 2 妊娠・出産期における健康支援 3 性差に応じた健康づくりの推進と介護予防の普及啓発の推進 4 性と生殖についての理解の促進		
1 生涯にわたる男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進 2 あらゆる世代・分野の市民に対する男女共同参画の効果的な啓発活動の推進 3 多様な性に関する理解の促進		重点施策
1 市民との協働・連携 2 男女共同参画センターの機能の充実と利用の促進		

## 2 現状と課題、主な取組

### 基本方向1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

#### 基本施策1 政策や方針決定の場への女性の参画拡大

##### 現状と課題

男女共同参画社会の実現には、性別にかかわらず誰もがあらゆる分野に参画し、性別に偏らない意見や視点が政策・方針決定の場で反映されることが重要です。しかしながら、本市においても政策・方針決定の場の多くを男性が占めており、女性の意見や視点が十分に反映されているとは言えない現状にあります。

本市における管理職(課長代理級以上)に占める女性の割合は増減を繰り返し25~26%を推移しており、第5次プランで目標としていた30%には達していません(図1参照)。

また、本市における審議会等の女性の参画状況として、女性委員の割合については、およそ30%で推移しています。一方、女性委員がない審議会等の割合は年々減少し続けており、令和6年度(2024年度)には4.9%に達しました(図2参照)。

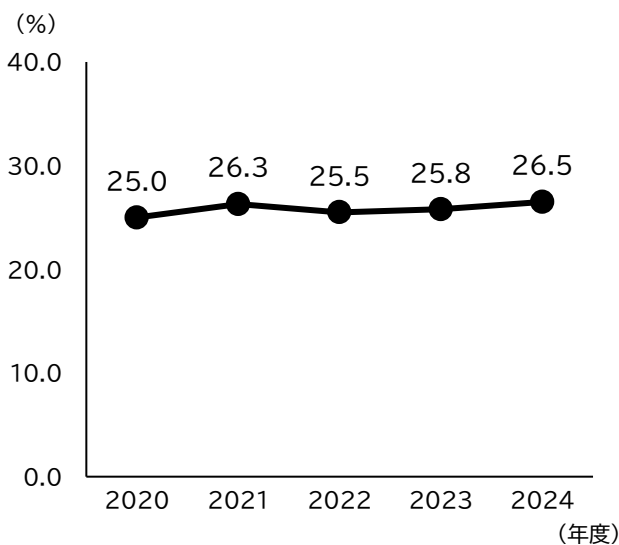
審議会等の委員には、団体の推薦を受けることも多いことから、可能な場合は女性の推薦を受けるなど、女性委員がない審議会等を無くすための取組が必要です。

また、本市が率先して女性の登用や育成に取り組み、管理職等における女性の割合を増やすとともに、地域における団体や企業等に対して女性参画の意義や重要性を呼びかけ、積極的な登用を働きかけていく必要があります。

##### 今後の方向性

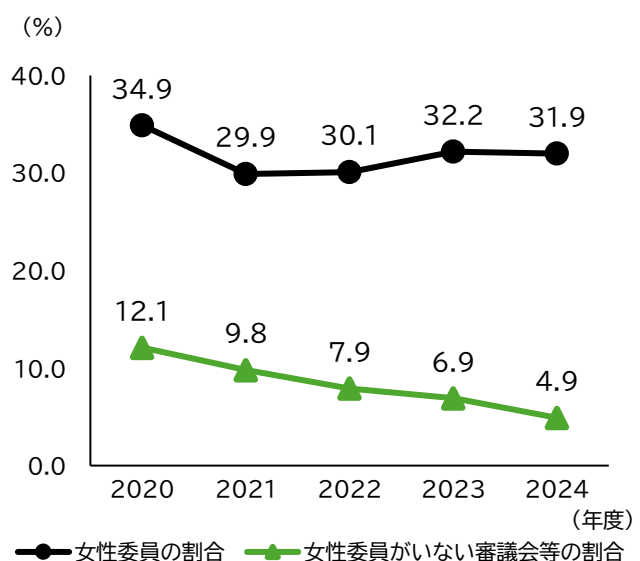
- 多様な視点が政策立案や決定に的確に反映されるよう、政策や方針決定の場で女性の登用を進めるとともに、その重要性を啓発します。

(図1)吹田市職員における女性の登用状況  
(課長代理級以上)



資料:人事室

(図2)審議会等の女性の参画状況



資料:人権政策室

## 計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2030年度)
市職員の管理職(課長代理級以上)に占める女性の割合	26.5% (2024年度)	30%以上
審議会等委員における女性の割合	31.9% (2024年度)	40%~60%
女性委員がない審議会等の割合	4.9% (2024年度)	解消する

## 主な取組

### 1 市政等に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

女性市職員等の管理職への登用を促進するとともに、女性の参画の重要性の啓発や、本市における女性活躍の実情や関連情報を発信・啓発することで、市全体での女性参画の拡大を図ります。

	取組の具体的内容	主な担当室課
1-1-1	女性職員の活躍を推進するため、職員の意識向上を図る研修等の開催や働きやすい職場づくりを進めるとともに、役職者・管理職への登用を積極的に進めます	人事室
1-1-2	市職員における女性管理職の割合を公表するとともに、市の政策・方針の立案・決定過程への女性の参画の重要性について啓発します	人権政策室
1-1-3	女性教職員の管理職登用を促進するため、長期的な視野で計画的に候補者を育成し、取組を進めます	教職員課

### 2 市審議会等委員への女性の参画拡大

	取組の具体的内容	主な担当室課
1-1-4	審議会等における女性の参画状況を調査し、女性委員が少ない審議会等を所管する担当室課へ働きかけを行い、審議会等委員への女性の参画を推進します	企画財政室 人権政策室

### 市民のみなさんも取り組んでみませんか

市には様々な分野でまちづくりに関する会議があり、傍聴したり、市民委員として参画できるものもあります。

吹田市ホームページで  
審議会等の一覧を  
見てみる

自分が関心のある  
分野や内容の会議録  
で地域の課題を知る

審議会等を傍聴する

## 基本施策2 就労の場における男女平等の推進

### 現状と課題

令和6年度(2024年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、「職場において性別による差があると思うか」の設問について、「募集・採用」「賃金」などの9項目のすべてで「男性の方が優遇されている」と思う人の割合が前回調査の令和2年度(2020年度)と比べて減少しました。特に「管理職への登用」は、53.0%から45.3%と7.7ポイント減少しています。しかしながら、「管理職への登用」と「昇進・昇格」では4割以上の方が男性の方が優遇されていると感じている状況にあります(図1参照)。

令和6年度(2024年度)に実施した吹田市「労働事情調査」によると、従業員全体に占める女性の割合は60.8%で、前回調査の令和3年度(2021年度)の51.5%から9.3ポイント増加しています。このうち、正社員に占める女性の割合は39.9%、管理職に占める女性の割合は20.9%と低く、いずれも前回調査時よりは増加しているものの、男性と比べると依然として大きな差がみられます(図2参照)。

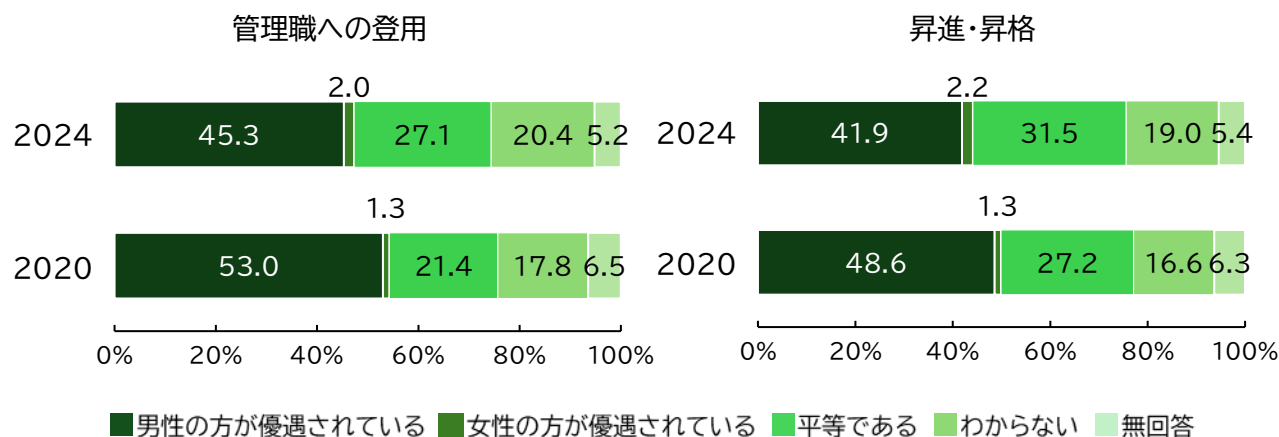
同調査において、事業所における男女均等雇用・労働機会及び女性従業員の能力を活用するための取組状況では、「仕事と家庭の両立に向けた制度づくり」が令和3年度(2021年度)の29.2%から令和6年度(2025年度)の41.6%に大きく増加しましたが、その他の取組は30%未満にとどまっています(図3参照)。

働く場面で活躍したいと希望するすべての女性とその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、10年間の時限立法として平成27年(2015年)に制定された女性活躍推進法は、未だその役割を終えたといえる状況にないことから、期限が10年間延長されました。引き続き、就労の場での女性活躍の更なる推進に取り組むことが求められています。

### 今後の方向性

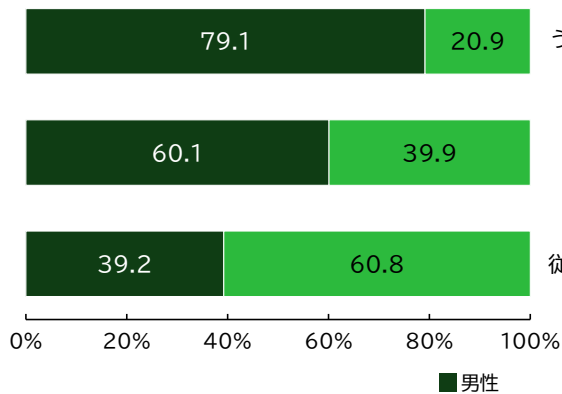
- 事業所に対して、女性活躍の取組を進める意義や必要性についての啓発や情報提供を行います。また、働くことを希望する女性への情報提供、就労や起業、スキル向上のための支援を行います。

(図1)職場における性別による差

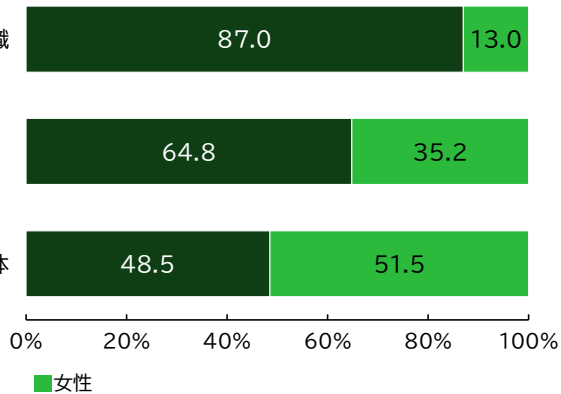


資料:令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図2)市内の事業所における従業員の男女比  
令和6年度(2024年度)

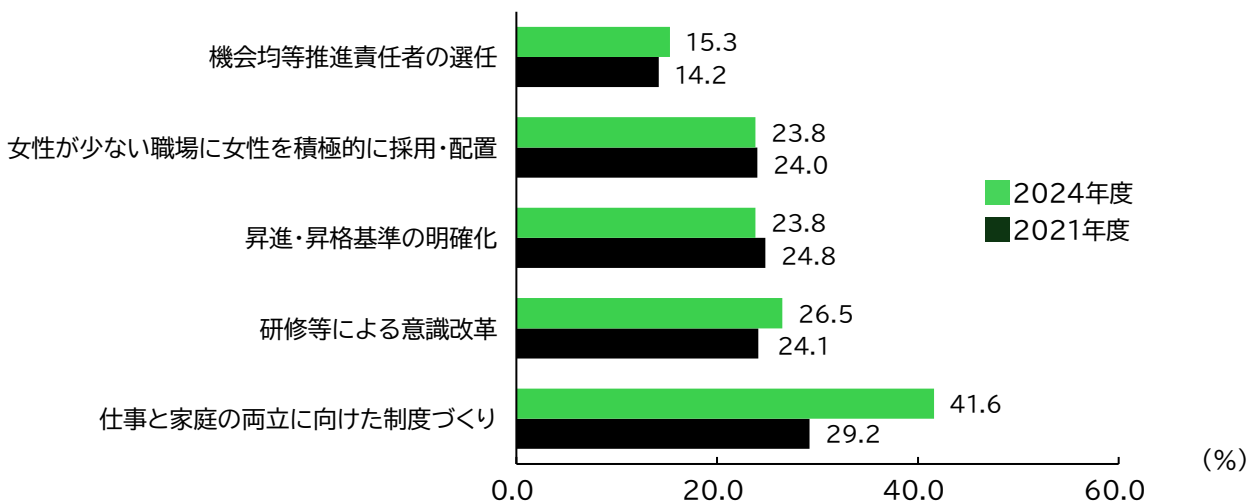


令和3年度(2021年度)



資料: 令和6年度(2024年度)吹田市「労働事情調査」  
令和3年度(2021年度)吹田市「労働事情調査」

(図3)男女均等雇用・労働機会及び女性従業員の能力を活用するための取組状況



資料: 令和6年度(2024年度)吹田市「労働事情調査」  
令和3年度(2021年度)吹田市「労働事情調査」

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2030年度)
市内の事業所の管理職に占める女性の割合	20.9% (2024年度)	25%以上
管理職への登用において「平等である」と思う人の割合	27.1% (2024年度)	40%以上

## 主な取組

### 1 事業所における女性活躍の推進

性別にかかわらず誰もが働きやすく、能力を発揮することができる職場環境づくりに取り組みます。

	取組の具体的内容	主な担当室課
1-2-1	事業所に対して、誰もが能力を発揮することができるよう女性活躍推進に関する啓発や情報提供に努めます	人権政策室 地域経済振興室
1-2-2	性別にかかわらず誰もが働きやすい職場環境づくりを推進するため、労働問題全般に関する啓発冊子の配布による情報提供を実施します	地域経済振興室
1-2-3	女性消防職員の採用・登用を促進するとともに、職業能力の向上を支援します	企画総務室

### 2 女性の就労の支援と能力開発の支援

起業や就労に関する様々な情報の提供、学習・相談機会を設けるなど、働くことを希望する女性の就労を広く支援します。また、子供の将来の進路への関心や理解を深めるための情報提供や職業体験などの機会を設けます。

	取組の具体的内容	主な担当室課
1-2-4	女性を対象に、起業や再就職等の就労についての講座を開催します。また、職場で役立つスキルなど在职者の業務遂行や能力向上のための講座を開催します	男女共同参画センター
1-2-5	小学生から高校生までの女性を対象に、理工系分野を含む様々な分野の職業への関心を高めるための講座開催や情報提供など、学習機会を設けます	男女共同参画センター
1-2-6	JOBナビすいたにおいて、女性が求職活動を実施する際に必要な情報資料を提供します	地域経済振興室
1-2-7	職場における健全な労使関係の確立、労働福祉の推進を図ることを目的として労働相談を実施します	地域経済振興室
1-2-8	就労支援講座を実施します	地域経済振興室
1-2-9	職業意識、職業知識の啓発のためのキャリア教育や、様々な分野の職業への関心を高めるための企業と連携した職業体験等の学習機会を設けます	学校教育室

### 3 積極的格差是正や仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所への支援

	取組の具体的内容	主な担当室課
1-2-10	市が実施する総合評価落札方式一般競争入札において、女性の活躍推進や仕事と子育ての両立に取り組む事業所を評価します	契約検査室

## 市民のみなさんも取り組んでみませんか

自分の職場では、性別にかかわらず、能力が発揮できる環境になっているか考えてみましょう。

職場の管理職等の  
男女比を調べてみる

職場で、性別での待遇  
の違いや格差が生じて  
いないか調べてみる

## コラム

### 管理職の現状と働き続けるために

「管理職」と聞くと女性と男性のどちらを思い浮かべるでしょうか？

厚生労働省の令和6年度雇用均等基本調査によると、課長相当職以上の管理職に占める女性の割合は13.1%にとどまり、依然として男性が多くを占めています。

吹田市職員の管理職(課長代理級以上)における女性の割合は26%前後で横ばい。審議会等委員における女性の割合も30%程度に過ぎない状況です。市内の事業所でも従業員全体に占める女性の割合は60%を超えるのに、管理職は20%程度となっています。一方で、市の調査では「男性が優遇されている」と感じる人は前回より減り、「平等だ」と感じる人が増えています。

このような中、働き続けるために大切なことは、性別にかかわらず、「働きたい人が働きやすい環境」をどう作るか。長時間労働の見直しや育休を希望する人が当たり前を取得できるようにする等、職場環境の充実を図ること。また、家事や育児を家族で話し合い、各々の家庭のスタイルに合わせて分担すること等が、働き続けることにつながるのではないのでしょうか。

また、企業や団体が女性の登用や仕事と家庭の両立支援に取り組むことは、出産や育児による離職を防ぎ、人材の定着につながります。性別にかかわらず多様な視点を取り入れることで、組織の活性化や生産性の向上にも寄与することが期待できます。

## 基本施策3 仕事と生活における男女共同参画の推進

### 現状と課題

本市においても、共働き世帯の割合は平成27年度(2015年度)の55.3%から令和2年度(2020年度)は61.9%と増加しています(P13図3参照)。希望するすべての人が安心して働き続けるためには、性別による待遇等の格差の是正のほかに、男女がともに家事・子育て・介護等を担い、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりが必要です。

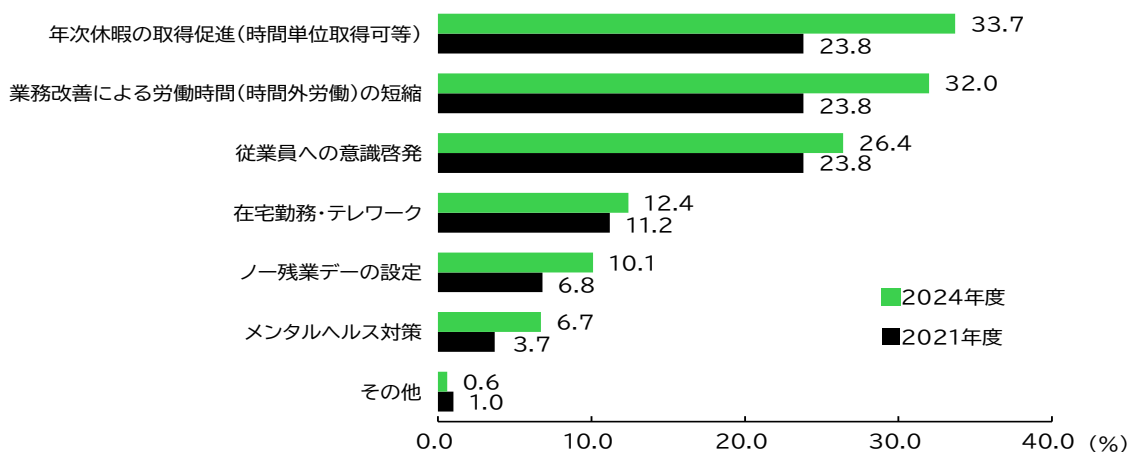
令和6年度(2024年度)の吹田市「労働事情調査」によると、事業所によるワーク・ライフ・バランスの推進のための取組は前回調査の令和3年度(2021年度)より進んでおり、「年次休暇の取得促進(時間単位取得可等)」は9.9ポイント増加し33.7%、「業務改善による労働時間(時間外労働)の短縮」は8.2ポイント増加し32.0%となっています(図1参照)。また、育児休業・介護休業制度を就業規則等に明文化している事業所の割合も増加しており、育児休業制度が46.3%、介護休業制度が39.4%となっています(図2参照)。一方で、制度の利用があった割合は15.3%となっています(図3参照)。

厚生労働省の「雇用均等基本調査」によると、全国の企業・事業所における男性の育児休業取得率は近年、大きく増加しており、令和6年度(2024年度)には40%を超えましたが、女性の86.6%と比較すると大きな差があります(図4参照)。令和6年度(2024年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」によると、男性が育児休業や介護休業を取りやすくするために必要なこととして、「企業経営者や職場の理解」が70.3%と最も多く、次いで「業務引き継ぎがスムーズにできるような職場の体制づくり」が56.8%、「男性が育児休業・介護休業を取得することについて、社会的評価を高める」が56.4%となっています。男性の育児休業や介護休業の取得を促進するためには、制度の整備とあわせて、経営者層や職場の理解促進が必要です(図5参照)。

### 今後の方向性

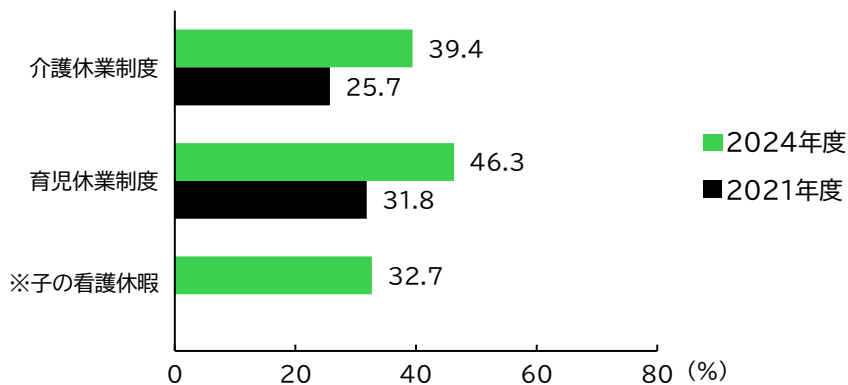
- 長時間労働の是正など働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスの推進や各種制度の導入・活用を事業所へ働きかけるとともに、男女がともに家事・子育て・介護等に参画できるよう、意識啓発や情報提供を行います。

(図1)ワーク・ライフ・バランスの推進のために取り組んでいること



資料: 令和6年度(2024年度)吹田市「労働事情調査」  
令和3年度(2021年度)吹田市「労働事情調査」

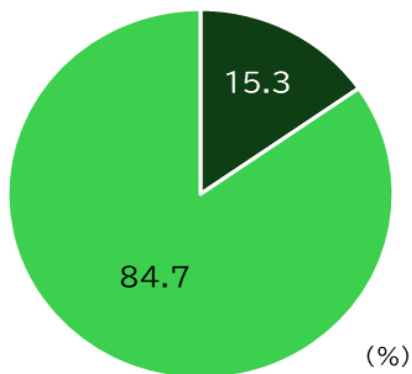
(図2)子の看護休暇・育児休業・介護休業制度を就業規則に明文化している事業所の割合



※2021年度は「看護休業制度」で調査を行ったため比較を省略

資料: 令和6年度(2024年度)吹田市「労働事情調査」  
令和3年度(2021年度)吹田市「労働事情調査」

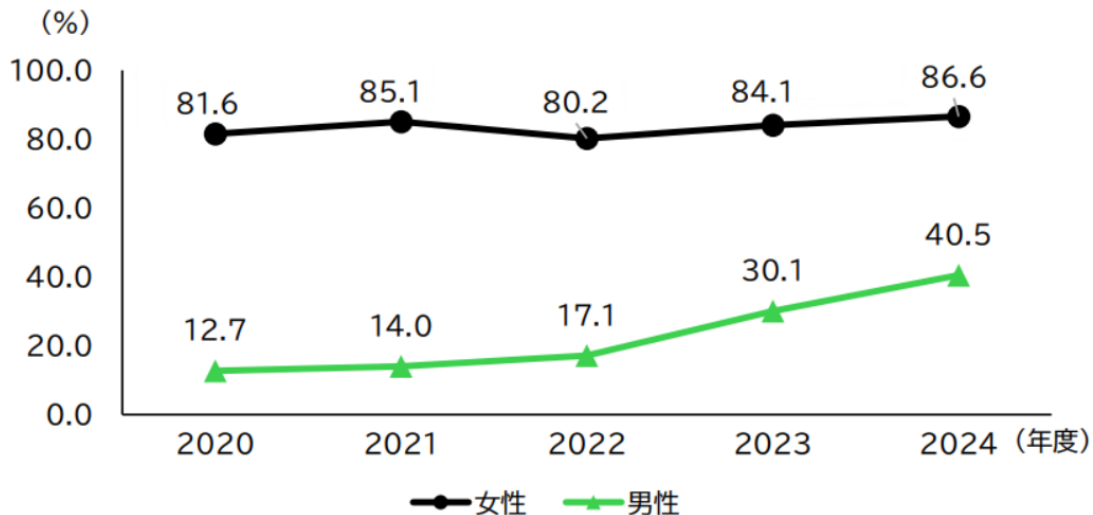
(図3)育児休業・介護休業制度の利用の有無



■ 利用があった ■ 利用がなかった

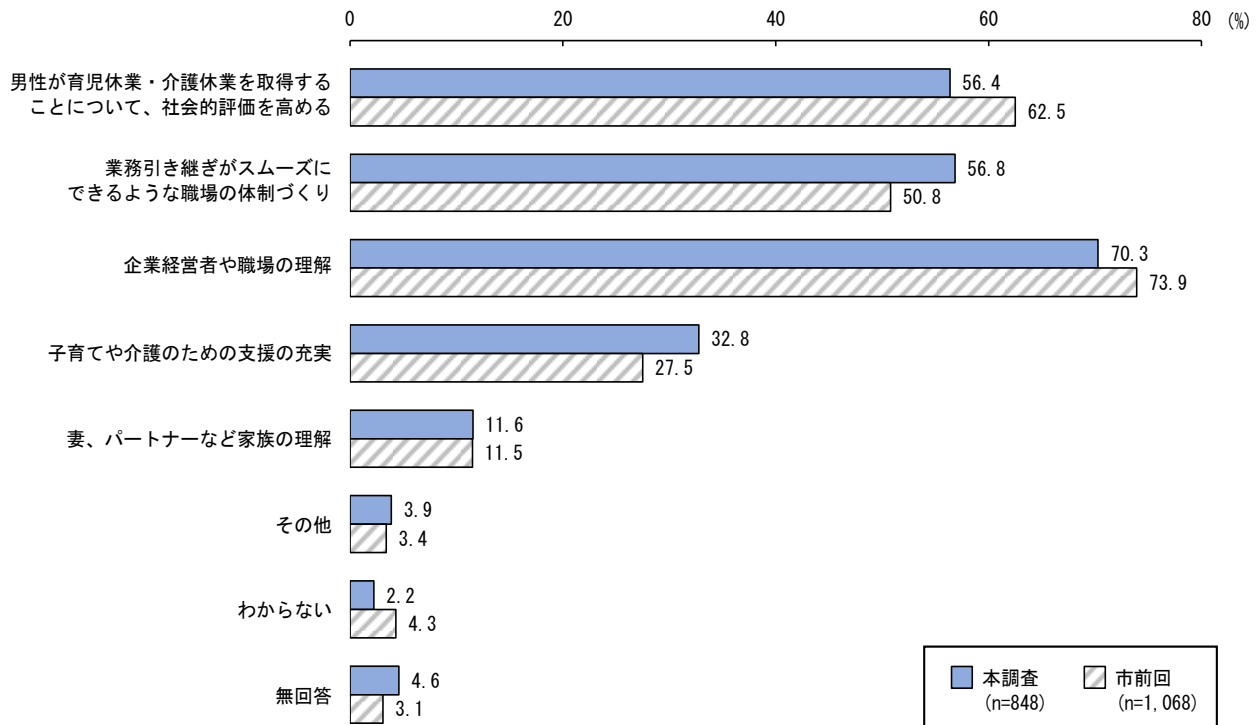
資料: 令和6年度(2024年度)吹田市「労働事情調査」

(図4)企業・事業所における育児休業取得率(全国)



資料: 厚生労働省「雇用均等基本調査」

(図5)男性による育児休業や介護休業の取得促進に必要なこと



資料:令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2030年度)
男性市職員の育児休業取得率	75.0% (2024年度)	90%以上
育児休業を取得した男性市職員のうち、1か月以上取得した人の割合	80.4% (2024年度)	90%以上
育児休業・介護休業制度の利用があった事業所の割合	15.3% (2024年度)	20%以上
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の実施回数	5回 (2024年度)	5回

## 主な取組

### 1 長時間労働の是正をはじめとする働き方の見直し

長時間労働の是正など、働き方の見直しと、柔軟な働き方を促進するための意識啓発や情報提供を行い、仕事と家庭生活の両立を推進します。

	取組の具体的内容	主な担当室課
1-3-1	業務の見直しや職員の意識改革により市職員の長時間労働の是正を図り、仕事と家庭生活の両立を促進します	人事室
1-3-2	事業者に対して、働きやすい職場環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスについての講座を提供します。また、広く市民に対して、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や、啓発誌を活用した意識啓発等に取り組めます	男女共同参画センター
1-3-3	事業所に対して、働きやすい職場環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスについての情報をホームページ等で提供します	地域経済振興室
1-3-4	妊娠中・子育て中の求職者を対象に、仕事と家庭の両立支援セミナーを実施します	地域経済振興室
1-3-5	JOBナビすいたにおいて、子育て両立支援求人を含む求人を開拓し、子育てをしながら就職を希望する方が就職に結びつくようマッチングを図ります	地域経済振興室

### 2 男性の家事・育児・介護への参画を促進する環境の整備

男性の育児・介護休業の取得促進に向けた意識啓発を行うとともに、男女がともに家事・育児・介護に参画するための機会を提供します。

	取組の具体的内容	主な担当室課
1-3-6	制度の周知により、男性市職員の育児・介護休業等の取得促進に向けた意識啓発を行います	人事室
1-3-7	男性料理教室や子育て講座など、男性に家事、育児のスキルを提供する講座を実施します。併せて、家庭での取組について、意見交換ができるような機会づくりに努めます	男女共同参画センター
1-3-8	家事や育児、介護への男性の参画について、様々な角度で資料を集め、効果的な情報提供ができるよう工夫します	男女共同参画センター
1-3-9	事業所に対して、男性の育児・介護休業が取得しやすい職場づくりに向けて必要な情報をホームページ等で提供します	地域経済振興室
1-3-10	育児施設における父親向けのプログラムを充実します	保育幼稚園室 のびのび子育てプラザ
1-3-11	男女が共に協力して育児ができるよう、育児に関する技術指導及び知識や情報を提供します	すこやか親子室
1-3-12	男性の家事・育児・介護への参画を促進するための学習の機会を提供します	まなびの支援課

### 3 仕事と子育ての両立のための環境の整備

保育環境を整備することで仕事と子育ての両立を支援します。

	取組の具体的内容	主な担当室課
1-3-13	保育所等の整備により、保育の受け皿を確保します	保育幼稚園室
1-3-14	児童の放課後の家庭に代わる安心・安全な居場所と保育を提供します	放課後子ども育成室



#### 市民のみなさんも取り組んでみませんか

自分の働き方やワーク・ライフ・バランスについて見直してみましよう。

自分がどんな風に働きたいかを考えてみる

自分の職場で活用できる制度を見直してみる

職場のみんなで、休みを取ったり、制度を使いやすくするために話してみる



## 基本施策4 地域における男女共同参画の推進

### 現状と課題

地域活動では担い手の不足や高齢化が課題となっており、活動する人が固定化する傾向がありますが、核家族化や単身世帯の増加、少子高齢化などが進行し、人間関係も希薄化する中で、地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには、性別にかかわらず、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の参画が必要です。特に、女性リーダーの存在は、意思決定の場における多様性が確保されることや、他の女性にとってもロールモデルとなり、自治会・PTA など、多様な市民の地域活動への参画にも寄与することから、積極的に参画拡大を進めていく必要があります。

本市の状況をみると、自治会長における女性の割合は単一自治会長では20%以上で推移している一方で、連合自治会長では、令和2年度(2020年度)の14.7%から令和6年度(2024年度)は8.8%と大きく下降しています(図1参照)。小学校のPTA会長における女性の割合は令和2年度(2020年度)の16.7%から令和6年度(2024年度)は20.0%、中学校のPTA会長における女性の割合は令和2年度(2020年度)の23.5%から令和6年度(2024年度)は25.0%とわずかな伸びにとどまっています(図2参照)。高齢クラブ活動では、会員数に占める女性の割合は60%と高くなっていますが、会長に占める女性の割合は単位クラブ会長で20%台、高齢クラブ連合会長では10%台から20%を推移しています。

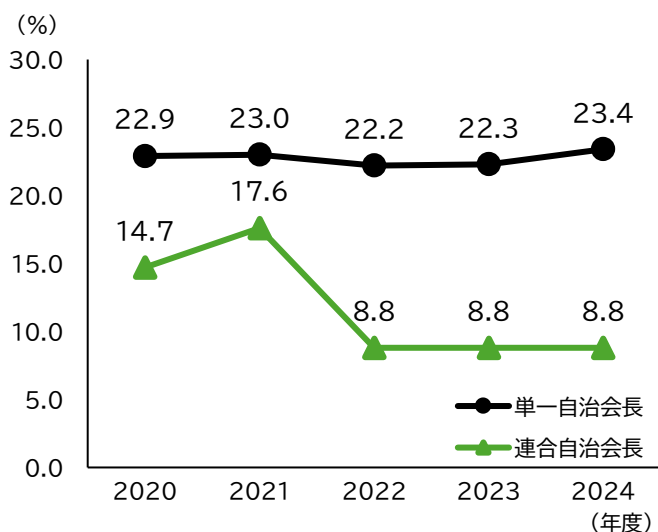
リーダーの性別に偏りが少なくなっている活動や団体もありますが、依然として偏りが見られる団体もあり、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて取り組む必要があります。

また、大規模災害の発生が危惧されている現状もあり、防災対策等の活動や災害時における方針決定においても、性別にかかわらず多様な視点やリーダーシップを取り入れる必要があります。そのため、地域における防災・防犯活動にも、女性の参画が必要です。

### 今後の方向性

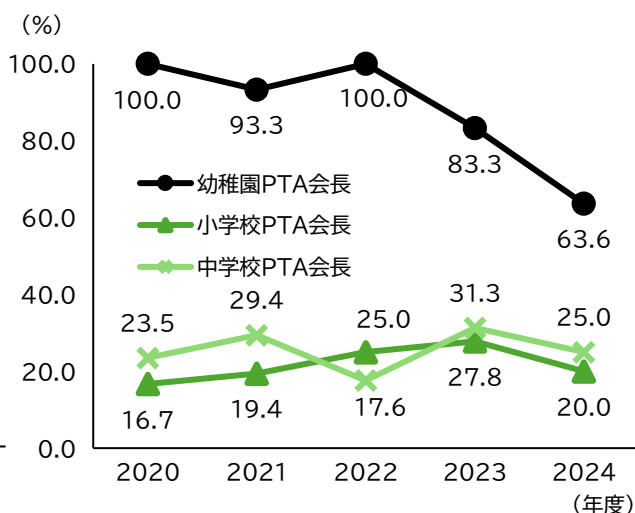
- 様々な場面での固定的な性別役割分担意識の解消に向け、意識啓発を行います。また、防災・防犯分野への女性の参画を促進し、男女双方の視点を反映します。

(図1)自治会長における女性の割合



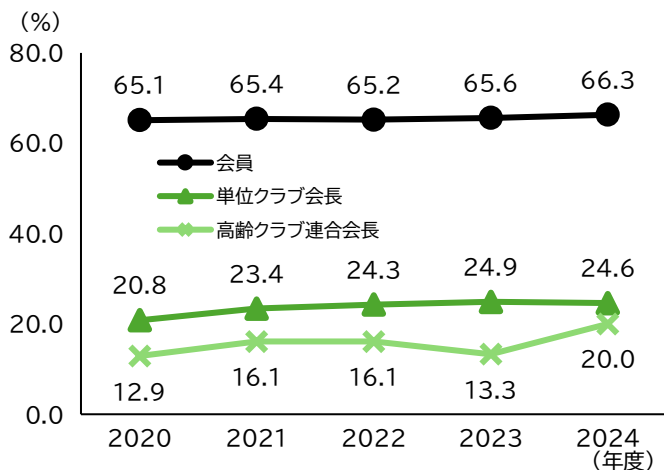
資料:市民自治推進室

(図2)PTA会長における女性の割合



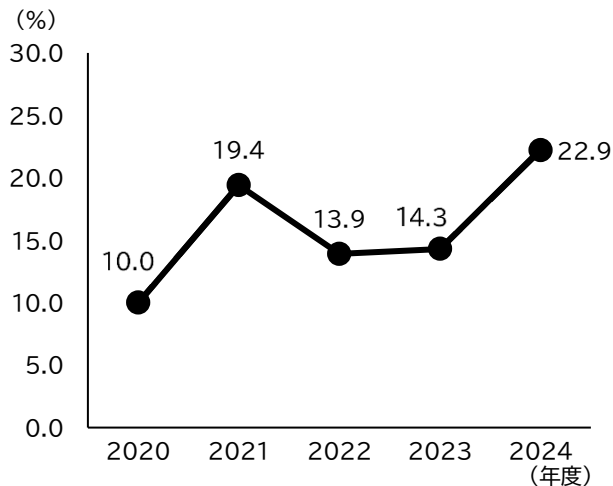
資料:まなびの支援課

(図3) 高齢クラブ活動における女性の割合



資料: 高齢福祉室

(図4) 吹田市防災会議における女性委員の割合



資料: 危機管理室

### 計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2030年度)
吹田市防災会議における女性委員の割合	22.9% (2024年度)	30%以上

### 主な取組

#### 1 地域活動におけるジェンダー平等の推進

	取組の具体的内容	主な担当室課
1-4-1	地域における女性の参画状況の調査結果を公表するとともに、各種団体における女性の参画拡大に向けて意識啓発を行います	人権政策室

#### 2 防災・防犯分野における女性の参画拡大

防災・防犯分野への女性の参画拡大により、災害時等における地域防災力の向上を図ります。

	取組の具体的内容	主な担当室課
1-4-2	女性の視点を地域の防災・防犯活動に反映させるため、男女共同参画の視点を取り入れた講座を実施します	危機管理室
1-4-3	地域防災リーダーや防犯ボランティア活動団体での活動に、女性の参画を推進します	危機管理室
1-4-4	女性消防団員の入団を促進し防災分野における女性の参画拡大に取り組めます	企画総務室

## 市民のみなさんも取り組んでみませんか

一人一人が地域の課題を我が事と捉えて地域づくりに参画することが、誰もが暮らしやすいまちづくりにつながります。

自分が住んでいるところではどんな活動がされているかを知る

自分が興味を持った地域活動に参加してみる

地域活動団体に役割を担ってみる

### PICK UP

## 女性が困りごとの声をあげやすい避難所に



女性と男性、  
両方のリーダーが  
避難所の運営に加わる



洗たく物干しや着がえ、  
授乳室などの女性専用  
スペースを設ける



女性用トイレは夜間でも明るい  
場所に多めに設置する

避難所内の巡回警備を実施する

相談窓口を設置する



性別、年齢にかかわらず  
避難所から仕事や学校など  
に行く人もいる



重い鍋は体力のある人たちの  
協力が必要

女性用品は  
女性が配布



### 女性の防災チェック

- 生理用品
- パンティライナー
- サニタリーショーツ
- 中身の見えないゴミ袋
- 基礎化粧品(使い慣れたもの)
- ハンドクリーム、リップクリーム
- 防犯ブザー
- 鏡
- 大判ストール
- 髪留め(ピン、ヘアゴム)
- ノンアルコールウェットティッシュ

出典:吹田市防災ブック

## 基本方向2 ジェンダーに基づく暴力の根絶と安心・安全な暮らしの実現

### 基本施策1 暴力の根絶のための基盤づくり

#### 現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、性別にかかわらず、誰もが一人の個人として尊重され、安心・安全に生活できることが重要です。社会的な問題となっているDVやハラスメント、性犯罪・性暴力、ストーカー行為等は重大な人権侵害であり、女性、男性のいずれも被害者、加害者になることがあります。あらゆる暴力を許さない社会認識の徹底と、暴力の防止対策及び被害者への適切な支援体制が必要です。

インターネットの普及やSNSの広がりにより、若年層が「AV出演強要」「JKビジネス」などの性被害に遭うケースが増えており、若年層に対する性犯罪・性暴力被害の防止啓発・支援のあり方が課題となっています。令和6年度(2024年度)には、性犯罪の抑止や子供を性被害から守ることを目的として、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(こども性暴力防止法)が成立しました。この法律では、犯罪を防止する措置の一つとして、対象の事業者に対し、子供に接する仕事に就く人について、性犯罪歴の確認を義務付けています(日本版 DBS 制度の導入)。この法律は令和8年12月までに施行予定となっており、本市においても適切に対応する必要があります。

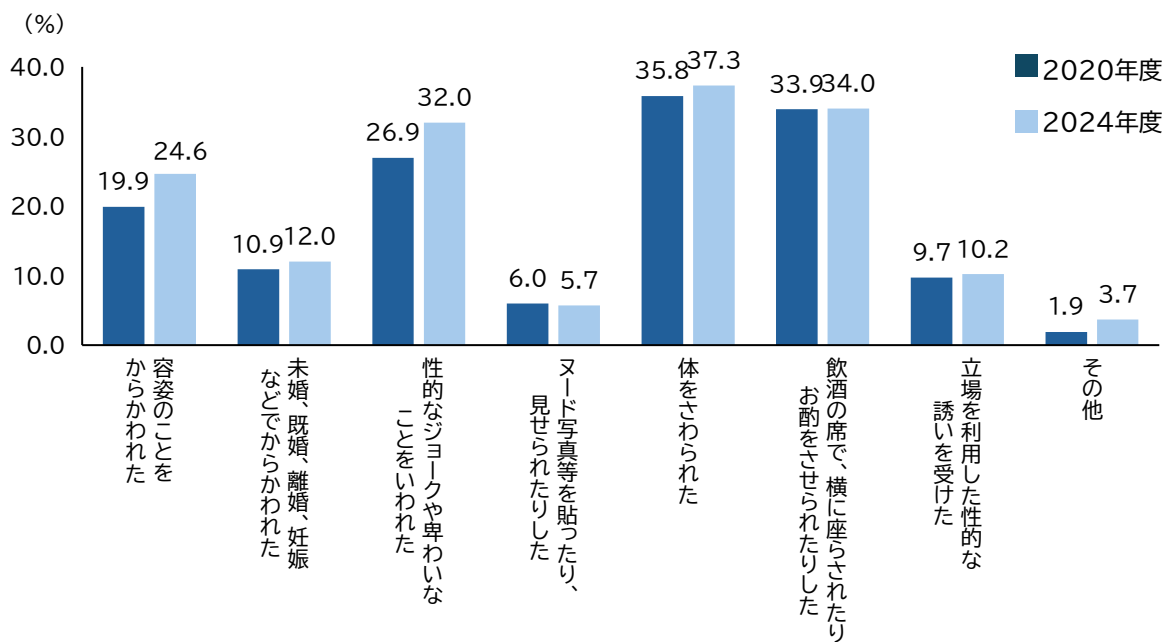
令和6年度(2024年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」と令和2年度(2020年度)の調査結果を比較すると、セクシュアル・ハラスメントに関する被害経験について、男女ともにほとんどの項目で自分自身が被害を受けたことがあると回答した割合が増加しています(図1・図2参照)。

ハラスメントをしない、許さない環境づくりに向けて、幼児期から継続した啓発を行い、意識啓発を効果的に進めると同時に、事業所におけるハラスメントの防止対策や相談体制の整備を推進することが一層重要になっています。

#### 今後の方向性

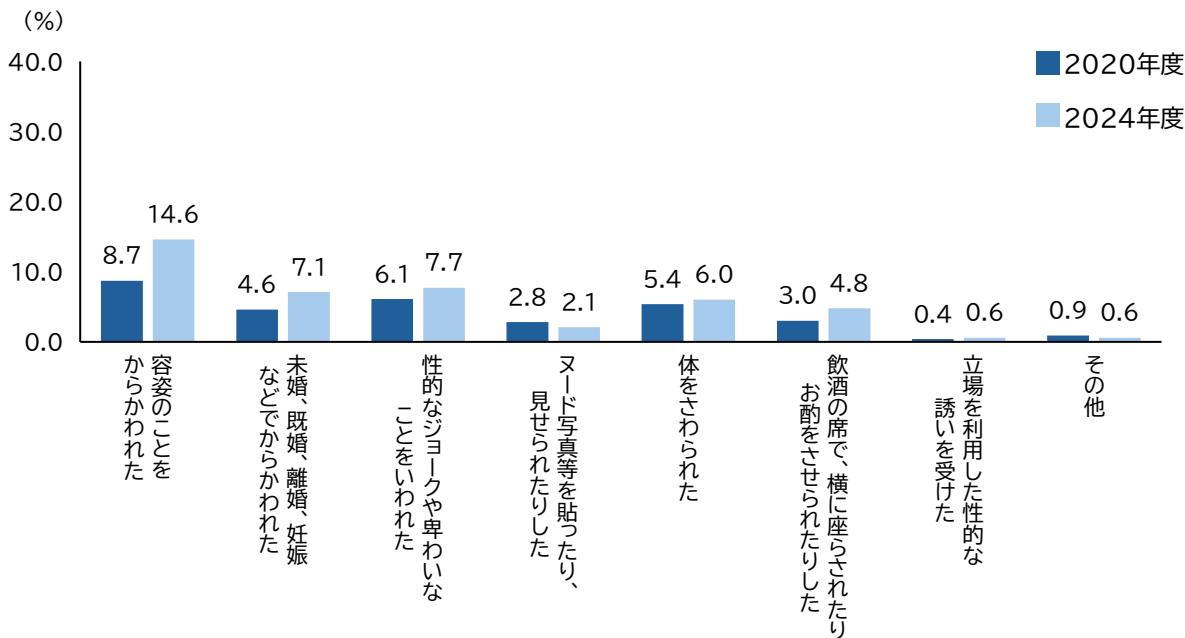
- 暴力やハラスメント防止に向けた情報発信・啓発を行い、あらゆる暴力を許さない意識の醸成を図ります。

(図1)女性のセクシュアル・ハラスメントに関する被害経験



資料: 令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図2)男性のセクシュアル・ハラスメントに関する被害経験



資料: 令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

## 計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2030年度)
ハラスメントの相談窓口もしくは制度を定めている事業者の割合	27.9% (2024年度)	40%以上
セクシュアル・ハラスメントが同性間でも成立することを知っている人の割合	63.7% (2024年度)	70%以上

## 主な取組

### 1 暴力の根絶のための意識啓発と環境整備

暴力の根絶に向けて意識啓発を行うとともに、環境改善に取り組めます。

	取組の具体的内容	主な担当室課
2-1-1	防犯カメラ、防犯灯、街路灯等の整備など危険場所のチェックと環境改善に取り組めます	危機管理室 道路室 公園みどり室
2-1-2	市職員や教職員の知識向上に寄与する研修を行うとともに、その内容を充実させます	人事室 教育センター
2-1-3	パンフレットや市報その他様々な媒体を通じて暴力防止に向けた広報、啓発を推進します	人権政策室
2-1-4	家庭や職場、学校など、身近なところにある暴力に気付き、被害者にも加害者にもならないための意識啓発や情報提供を行います。また、相手を尊重し、対等な関係を築くためのコミュニケーションについて学ぶ機会を提供します	男女共同参画センター
2-1-5	児童虐待防止に関し、学校、保育所・幼稚園等へのアウトリーチや、家庭訪問による保護者等への情報提供により、暴力の根絶に向けた広報・啓発に努めます	家庭児童相談室
2-1-6	保護者対象に、体罰等によらない育児を啓発します	家庭児童相談室 保育幼稚園室
2-1-7	保育教諭や教職員等を対象とした研修会を通じて、暴力根絶のための意識啓発を図ります	保育幼稚園室 学校教育室
2-1-8	幼児期から学齢期の各段階における暴力を許さない教育の推進に努めます	保育幼稚園室 学校教育室
2-1-9	学校、保育所・幼稚園等を通じて、保護者等への暴力の根絶に向けた広報・啓発に努めます	保育幼稚園室 学校教育室
2-1-10	障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関する周知を図るため、障がい福祉サービス事業者等を対象に施設従事者虐待防止研修を行います	障がい福祉室
2-1-11	生徒指導上の諸課題に対して、組織的な対応ができるよう学校体制の構築に努めます	学校教育室

## 2 性犯罪・性暴力に関する取組の推進

性犯罪・性暴力を防止するための啓発と、被害にあった場合の相談窓口などの被害者支援に関する情報の周知・啓発を行います。

	取組の具体的内容	主な担当室課
2-1-12	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターなどの被害者支援にかかる情報を周知します	人権政策室
2-1-13	性犯罪・性暴力被害の防止に関する知識の普及・啓発、情報発信を行います	人権政策室 男女共同参画センター

## 3 ハラスメント防止体制の整備と啓発の推進

研修やホームページ等を通じて事業所、市職員等に対しハラスメント防止に関する啓発を行うとともに、ハラスメントを受けた際の相談窓口の周知及び充実を図ります。

	取組の具体的内容	主な担当室課
2-1-14	市職員に対して、相談制度の一層の周知を図るとともにハラスメント防止に資する研修を行います	人事室
2-1-15	安心して働ける職場環境の実現のため、事業所に対してハラスメント防止措置の啓発をホームページ等で行います	地域経済振興室
2-1-16	消防職員に対して、「吹田市消防職員パワーハラスメント防止に関する指針」を周知徹底するとともに、ハラスメントに関する研修を実施します	企画総務室
2-1-17	教職員に対して、「吹田市学校におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき対応し、研修を行い啓発を推進します	教職員課 教育センター
2-1-18	子供が安心して暮らせる環境の実現のため、小・中学生が相談できる窓口(学校内・学校外)を充実します	教育センター

### 市民のみなさんも取り組んでみませんか

暴力やハラスメントにあたる行為を知り、気づかずに自分や周りの人が加害者や被害者になっていないか確認しましょう。

どんな状況で暴力やハラスメントが起こるのか事例を見る

どんな行為がハラスメントにあたるのかを知る

自分の言動や周りの状況を見直してみる

## 基本施策2 DVの根絶と被害者支援

### 現状と課題

DVは家庭内で発生するなど、人の目に触れにくく、被害が潜在化する傾向があります。そのため、被害を受けた人や暴力に気づいた周囲の人が迷わずに、各種相談機関へ連絡・相談ができるように、相談窓口について周知・啓発を進める必要があります。また、被害者が暴力から逃れ、自分らしい生活を取り戻すためには、安全の確保や心のケア、経済的自立の支援など、様々な面での継続したサポートが必要です。

令和6年度(2024年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」によると、DV被害の相談先について、「どこにも相談しなかった」が44.6%と、40%以上の方が相談できていない状況にあります(図1参照)。また、相談しなかった理由については、「相談しても無駄だと思った」が23.3%、「誰にも言えなかった」が18.7%、「どこに(誰に)相談したらよいかわからなかった」が11.3%となっています(図2参照)。また、「DVを防ぐために必要なこと」では、「相談できるところを増やす」が51.2%と最も高くなっていますが(図3参照)、すいたストップDVステーションの認知度は14.1%(図4参照)にとどまっていることから、DV被害の相談窓口についての周知を拡大させるとともに、暴力が重大な人権侵害であるという意識の啓発・醸成に一層取り組む必要があります。

すいたストップDVステーションにおけるDV相談件数は増加傾向にあります(図5参照)。内閣府の令和5年度(2023年度)「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者からの暴力の被害経験が「ある」と答えた割合は、女性が27.5%、男性が21.9%で、男性も被害を受けていることが分かります(図6参照)。すいたストップDVステーションでは、男性の被害者からの相談も受け付けています。また、児童虐待相談件数は、令和2年度(2020年度)の1,491件から、令和6年度(2024年度)には1,963件に大きく増加しています(図5参照)。DVが起きている家庭では、子供への暴力も同時に起きていることが少なくありません。子供がDV加害者から直接暴力を受ける場合のほか、子供の面前でDVが行われることは子供に対する心理的虐待にあたります。さらに、DVは様々な形で児童虐待につながっていきます。そのため、DV対策と児童虐待対策は互いに連携しながら進める必要があります。

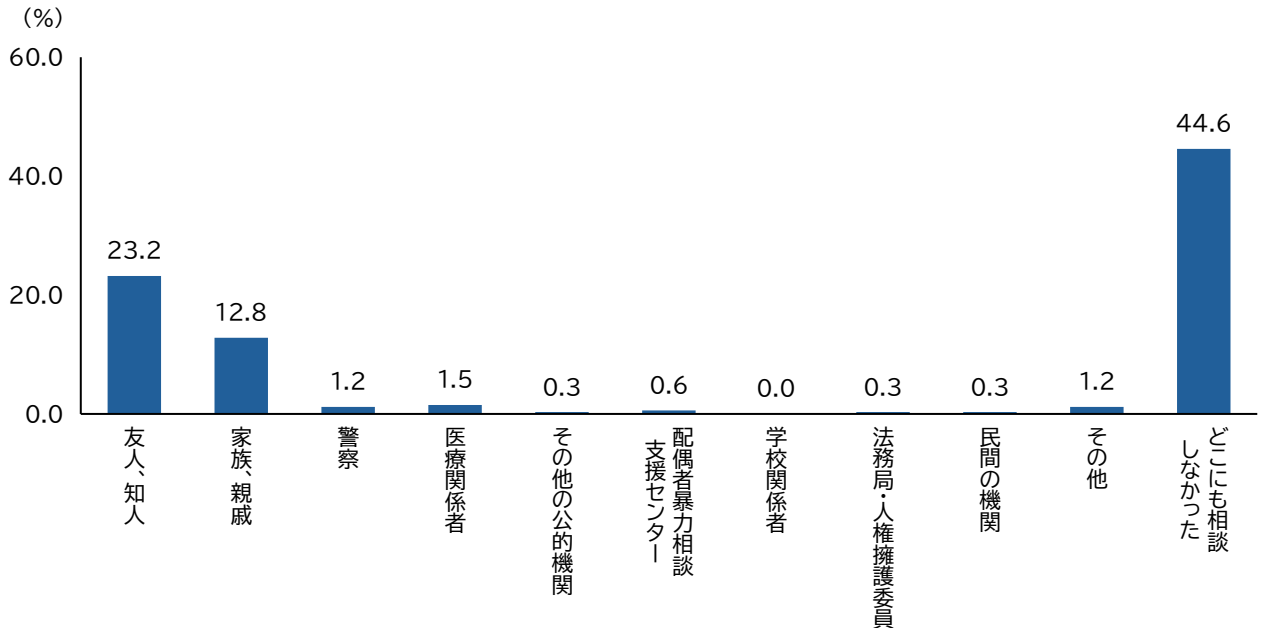
本市では、女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンと児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせた「W(ダブル)リボンマーク」を考案し、「Wリボンプロジェクト」として、社会全体の暴力防止への理解と関心を広げる取組を行っています。

また、インターネットの普及により様々な情報があふれる現代社会において、若年層が情報に惑わされ性被害等の犯罪に巻き込まれることや、デートDVの被害者・加害者になることがないように、正しい情報の提供が必要です。

### 今後の方向性

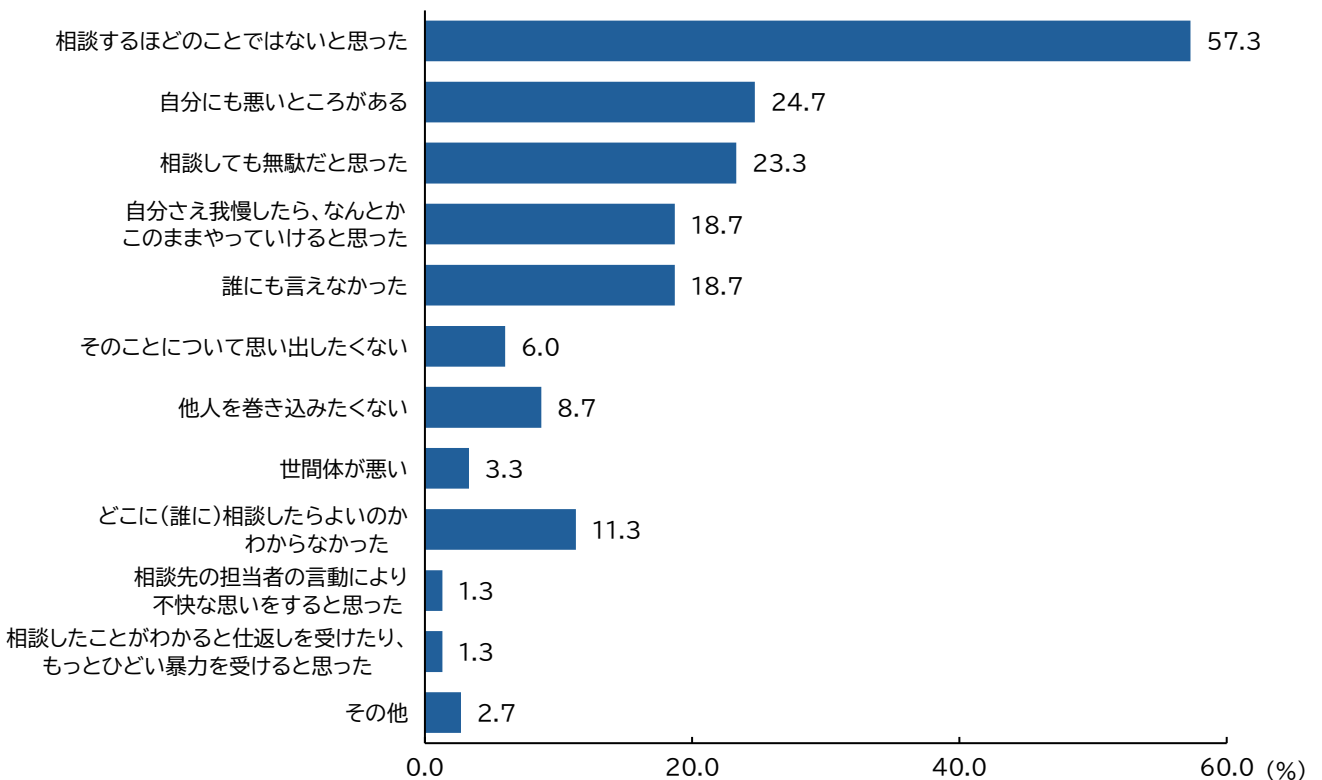
- DV及び児童虐待防止の啓発を進めていくとともに、関係機関等とも連携しながら、被害者の安全確保から自立支援まで切れ目の無い支援を行います。

(図1)DV被害の相談先



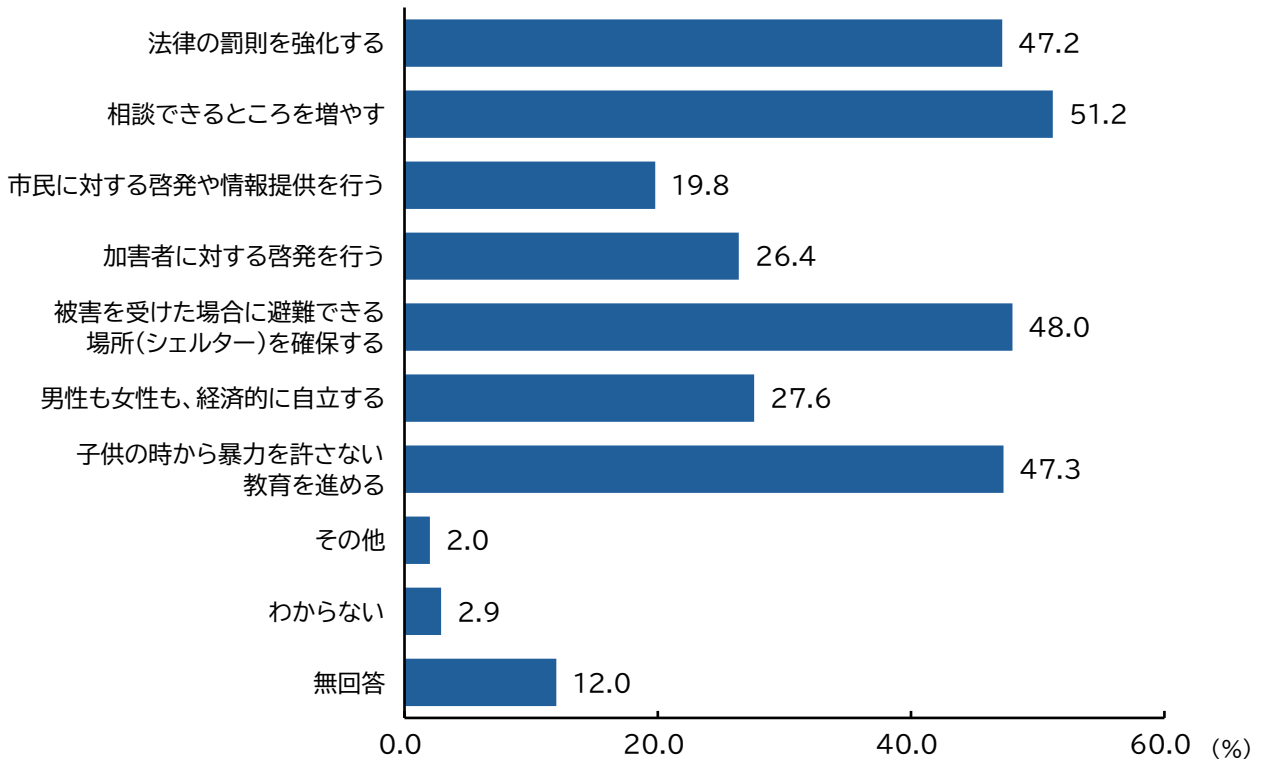
資料:令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図2)相談しなかった理由



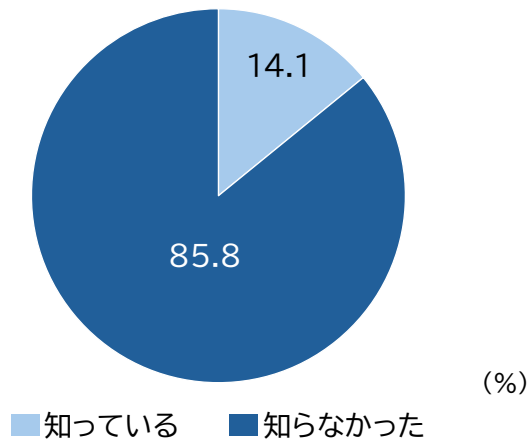
資料:令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図3)DVを防ぐために必要なこと



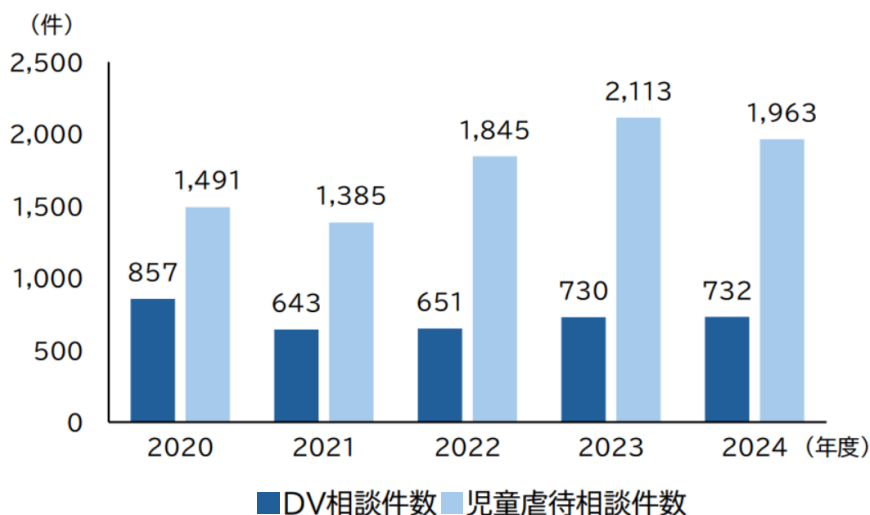
資料: 令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図4)すいたストップDVステーションの認知度



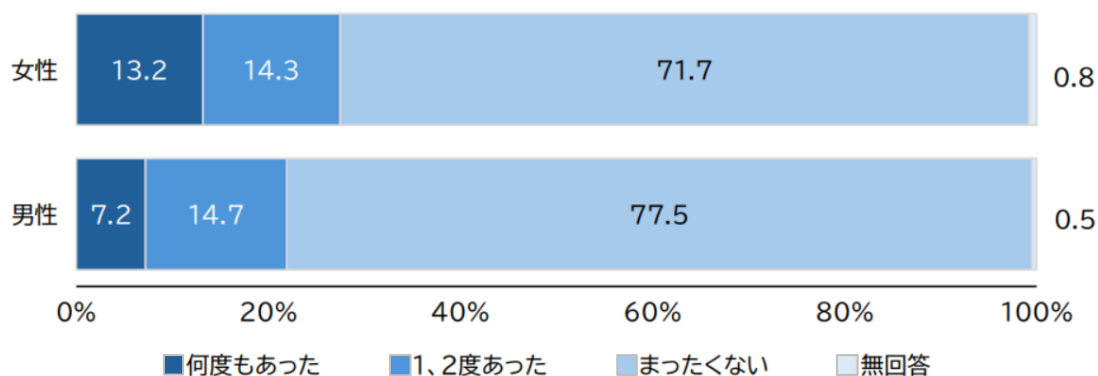
資料: 令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図5)DV・児童虐待相談件数



資料:すいたストップDVステーション、家庭児童相談室

(図6)配偶者から暴力を受けた人の割合



資料:令和5年度(2023年度)内閣府「男女間における暴力に関する調査」

## 計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2030年度)
すいたストップDVステーションの認知度	14.1% (2024年度)	30%以上
中学校におけるデートDVについての学びの実施	12校 (2024年度)	18校
配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けたが、どこにも相談しなかった人の割合	44.6% (2024年度)	30%未満

## 主な取組

### 1 DV防止に向けた啓発の推進

情報発信や講座等を行いDV・デートDVの防止を図るとともに、Wリボンマーク、DVに関する各相談窓口の周知により社会全体の暴力防止の啓発に取り組みます。

	取組の具体的内容	主な担当室課
2-2-1	パンフレット、ホームページ、SNSなど様々な媒体の活用やイベント等を通じてDV防止に向けた啓発を行うとともに、すいたストップDVステーション(DV相談室)等の相談窓口の周知に努めます	すいたストップDVステーション
2-2-2	DVやデートDVを防止するために、情報発信や講座開催などに取り組みます。特に、中学生などの若年層を対象にしたデートDV予防啓発を推進します	男女共同参画センター
2-2-3	Wリボンマークと「あなたはひとりではない」のメッセージを旗印に、DVと児童虐待のない「暴力のない安心・安全のまち、すいた」の実現に向け取り組みます	人権政策室 男女共同参画センター 家庭児童相談室

### 2 相談体制の整備充実

各相談窓口を周知するとともに関係機関と広く連携し、高齢者、障がい者への虐待等複合的な課題を抱える世帯にも対応するなど、包括的な支援体制の強化を図ります。

	取組の具体的内容	主な担当室課
2-2-4	研修等を通じて、相談員のスキルアップに努め、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ「すいたストップDVステーション」の相談体制の充実を図ります	すいたストップDVステーション
2-2-5	関係機関と連携したネットワークを構築し、DV被害者の支援を総合的かつ円滑に実施します	人権政策室
2-2-6	高齢者、障がい者への虐待防止施策などと連携して複合的な課題を抱える世帯の支援に対応する相談体制の構築を図ります	人権政策室 高齢福祉室 障がい福祉室
2-2-7	夫婦間のDVや恋愛関係にある人からのデートDVに悩む人が、一人で抱えずに身近な窓口で相談できるよう、電話相談や対面相談を実施します	男女共同参画センター
2-2-8	日本語が話せない相談者のために通訳等の適切なサポートを行います	文化スポーツ推進室
2-2-9	相談窓口について、民生委員・児童委員への情報提供、周知に努め、相談体制の充実を図ります	福祉総務室

### 3 児童虐待防止対策との連携強化

関係機関と連携を強化・協働することにより DV 防止及び児童虐待防止を図ります。

	取組の具体的内容	主な担当室課
2-2-10	児童虐待が疑われるケースでは通告や児童虐待対応担当者同席での面談など、関係機関と緊密に連携して対応します	すいたストップDVステーション
2-2-11	DV防止及び児童虐待防止に向けて、関係部局が連携して取組を進めます	人権政策室
2-2-12	DV防止とも連携する児童虐待防止ネットワークで、関係機関間の連携強化のため、研修等を実施します	家庭児童相談室
2-2-13	W リボンプロジェクトにおいて、DV 防止の取組と、児童虐待防止の取組を、連携して行います	男女共同参画センター 人権政策室 家庭児童相談室

### 4 被害者保護と自立支援の強化

各相談機関が、相談者の情報管理を徹底した上で、安全確保や自立に向けた情報提供等、被害者に応じた適切な支援につなげる体制を強化します。

	取組の具体的内容	主な担当室課
2-2-14	支援者間の情報共有を徹底し、相談機関による二次被害を防止します	すいたストップ DV ステーション
2-2-15	緊急時には関係機関と連携して速やかに避難措置を講じ、被害者の安全確保に努めます	すいたストップ DV ステーション 生活福祉室 高齢福祉室 障がい福祉室
2-2-16	被害者保護のための住民基本台帳の閲覧制限や相談者の情報管理を徹底します	すいたストップ DV ステーション 市民室
2-2-17	被害者の状況を適切に把握し、ニーズに沿った情報の提供及び自立に向けた支援を行います	すいたストップ DV ステーション 男女共同参画センター
2-2-18	保護命令制度の利用について、情報提供、助言等の支援に努めます	すいたストップ DV ステーション
2-2-19	被害者の自立に向け、状況に応じた適切な支援につなぐための情報共有と、福祉制度の活用、就労や居住、その他生活に関する支援を行います	地域経済振興室 生活福祉室 高齢福祉室 障がい福祉室 国民健康保険課 住宅政策室
2-2-20	離婚前相談を実施し、ひとり親世帯等への自立支援を充実します	子育て給付課
2-2-21	安定した生活が維持できるよう、子供のこころのケアを含めた被害者の家庭生活への継続した支援や情報提供に努めます	のびのび子育てプラザ 教育センター

## 5 DV加害者の更生支援

	取組の具体的内容	主な担当室課
2-2-22	被害者支援の観点から、DV加害に対する各種相談窓口の情報提供を行います	すいたストップDVステーション

## 市民のみなさんも取り組んでみませんか

どんな行為がDVにあたるのかを知り、自分の言動や周りの状況を見直してみましよう。  
配偶者や交際相手から暴力を受けた場合は一人で悩まず、相談しましょう。

身体的、精神的、経済的、社会的、性的暴力などDVにあたる行為を知る

気付かないうちにDVの加害者になっていないか、自分の言動を振り返ってみる

周りに悩んでいる人がいたら、相談窓口への相談を勧める

## コラム

## W(ダブル)リボンマークって何？



Wリボンマークをご存知ですか？

このマークは、女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルである「パープルリボン」と児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」を組み合わせたものです。密接に関連しているDVと児童虐待の防止に一体的に取り組む姿勢を示すシンボルとして吹田市が独自に考案しました。

本市から始まったWリボンマークは、現在、多くの自治体や支援団体などに使用していただいでおり、マークに込められた「あなたはひとりではない STOP Violence」のメッセージは全国に広がっています。

## 基本施策3 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

### 現状と課題

令和6年度(2024年度)の大阪府における女性の非正規雇用労働者の割合は 53.9%と半数を超えており、男性の 24.2%と比較すると大きな差があります(図1参照)。

また、同じ雇用形態でも男女間に給与額の格差があり、その差は年齢とともに拡大している傾向が見られます(図2参照)。

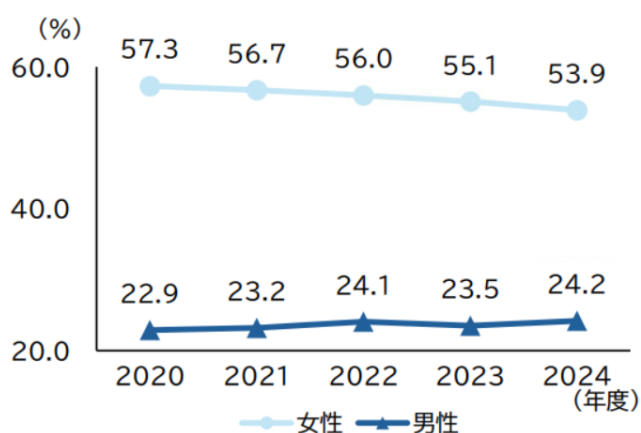
経済社会における男女が置かれた状況を背景として、女性は貧困などの生活上の困難に陥りやすいことが考えられます。このような状況の中、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、外国人など、生活上の困難を抱えている人は、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があるため、これらの人が安心して暮らすことができる環境づくりが必要です。

令和6年(2024年)4月に施行された女性支援法では、女性が日常生活又は社会生活を営むにあたり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性を支援するための施策を講ずることが定められました。女性が抱える問題が多様化するとともに複合化、複雑化していることを踏まえ、関係機関が連携して、それぞれに抱える困難な問題とその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を行うための体制を整える必要があります。

### 今後の方向性

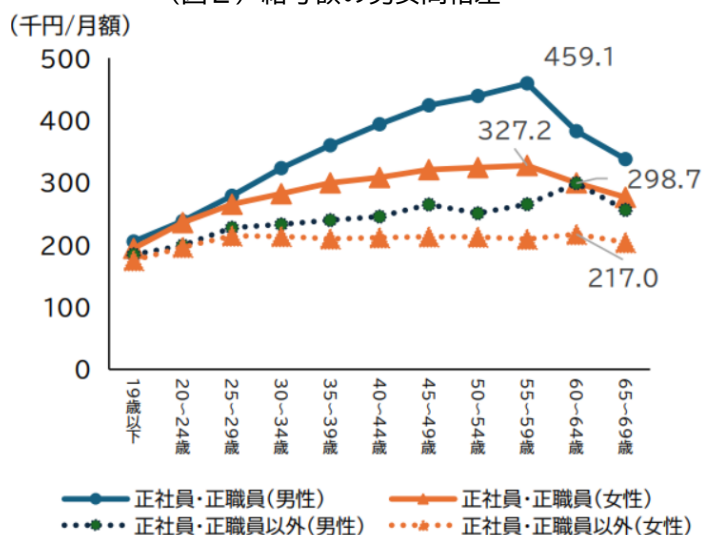
- 令和7年(2025年)4月に開始した重層的支援体制整備事業の活用など、関係機関と連携して複合的な困難を抱える女性の支援に取り組みます。  
また、取組を進めることにより、女性だけでなく、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざします。

(図1) 大阪府の非正規の職員・従業員の割合



資料：大阪府「大阪の就業状況」

(図2) 給与額の男女間格差



資料：内閣府「女性活躍・男女共同参画の現状と課題 (厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和6年(2024年)より作成))

## 計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2030年度)
就労支援事業に参加した生活保護受給者等の就労率	55.9% (2024年度)	60%以上
ひとり親家庭への就業支援により就業につながった人の割合	76.0% (2024年度)	100%

## 主な取組

### 1 貧困・高齢・障がいにより困難を抱える人への支援

女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、適切な対応ができるよう、関係機関との連携を強化し、支援を行います。

	取組の具体的内容	主な担当室課
2-3-1	重層的支援体制整備事業を活用し、複合的な課題に対応できるよう他機関との連携強化を図ります	生活福祉室 高齢福祉室 障がい福祉室
2-3-2	生活困窮者等に対し、就労支援専門員を中心に、ハローワーク等と連携して就労を支援し、自立の助長を図ります	生活福祉室
2-3-3	養護者による高齢者虐待防止啓発のため、地域での出前講座や民生・児童委員等を対象に研修を実施します	高齢福祉室
2-3-4	障がい福祉サービス事業者、保健・医療・福祉・雇用の関係者等との虐待防止ネットワークを活用し、虐待の発生要因や取組に係る分析・検証を行うなど、虐待事案の未然防止及び早期発見のための取組を促進します	障がい福祉室

### 2 ひとり親家庭に対する支援

女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、ひとり親家庭の自立に向けた相談体制の強化や情報提供を行います。

	取組の具体的内容	主な担当室課
2-3-5	ひとり親家庭が抱える課題に寄り添うために、相談窓口での支援や情報提供を行います。また、ひとり親家庭の経済的自立に役立つ講座の開催や情報提供を行います	男女共同参画センター
2-3-6	ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、就労に必要な技能や知識を身につけるための講座を実施します	地域経済振興室 子育て給付課
2-3-7	ひとり親世帯等の相談体制を強化するとともに、就業支援や日常生活の支援、養育費確保に向けた取組を推進します	子育て給付課
2-3-8	医療費の助成・児童扶養手当の支給・福祉資金の貸付け制度による経済的自立に向けた支援をします	子育て給付課

### 3 在住外国人に対する支援

女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、在住外国人が安心して暮らすことができるよう支援します。

	取組の具体的内容	主な担当室課
2-3-9	子育て中の在住外国人を支援するため、交流や情報交換の場を提供します	文化スポーツ推進室
2-3-10	通訳を必要とする帰国・渡日の児童生徒や保護者の支援のため、通訳者を派遣します	学校教育室

### 4 その他困難を抱える人への支援

女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、その他の困難を抱えている人に対し、各種相談や伴走型の支援を行います。

	取組の具体的内容	主な担当室課
2-3-11	ひきこもりでお困りの方やそのご家族を対象とした就労相談を実施します	地域経済振興室
2-3-12	子ども・若者総合相談センターで、困難を有する子供・若者(39歳まで)及びその家族に対し、相談員が関係機関と連携しながら、アウトリーチ(訪問)や面談等により自立まで伴走型の支援を実施します	青少年室

### 5 支援対象者への包括的な支援の提供

関係機関と連携し、困難を抱えている人を包括的に支援します。また、居場所の提供に取り組みます。

	取組の具体的内容	主な担当室課
2-3-13	困難な状況に置かれている人が相談できる窓口で包括的に情報提供を行うとともに、関係機関と連携を図り、複合的な困難を抱える人を支援します	人権政策室
2-3-14	何らかの困難を抱える女性にとって居場所となるような、交流の場を設けていきます	男女共同参画センター
2-3-15	重層的支援体制整備事業の取組の中で相談支援体制の充実や地域で支え合う機能を高めるためのネットワークづくりを進めます	福祉総務室

## 市民のみなさんも取り組んでみませんか

貧困や高齢、障がい、ひとり親等の事情がある人は、1つでなく、複数の課題を抱えている場合があります。どのような困難があるか、どこに相談できるかなどを知り、周りに困っている人がいたら教えてあげましょう。

吹田市では、どこに相談できるかHPを見してみる

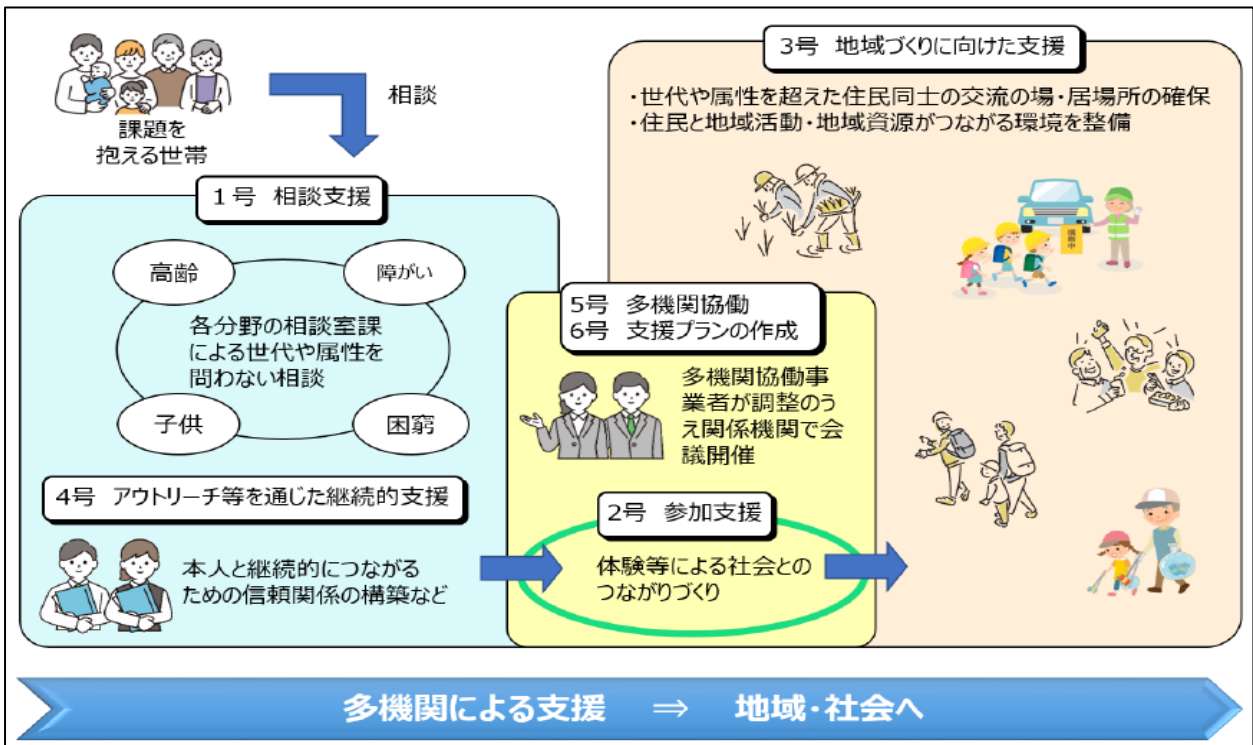
周りに困っている人がいたら、相談先を教えてあげる

## コラム

### 重層的支援体制整備事業が始まりました

吹田市では社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題※等、複雑化・複合化した課題のある世帯への支援策として、令和7年(2025年)4月から「重層的支援体制整備事業(以下「重層事業」といいます。)」を実施しています。重層事業は、地域主体で行われている既存の取組を活かし、複数の支援事業を、各分野の制度や縦割りを超えて一体的に実施をすることで、市の支援機関や地域団体、地域活動に参加する住民と連携して課題を抱える世帯への支援体制を構築し、皆で支え・支えられて地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すものです。

重層事業全体イメージ(引用:吹田市重層的支援体制整備事業実施計画 P3 図2)



※80歳代の親と50歳代の無職の子供が同居したまま高齢化し、経済的に困窮・孤立する社会問題。

## 基本施策4 ライフステージに応じた健康支援

### 現状と課題

誰もが健康で自分らしく生きていくためには、ライフステージに応じた健康支援が必要です。

また、男女が互いの性差を理解し、互いの特徴を尊重することがとても重要です。特に女性はライフステージに応じて生理、妊娠、出産、更年期など、心身の状況が大きく変化するため、女性特有の特徴に関する正しい知識や、出産などでの自己決定権を保障するリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、男女ともに理解促進が必要です。

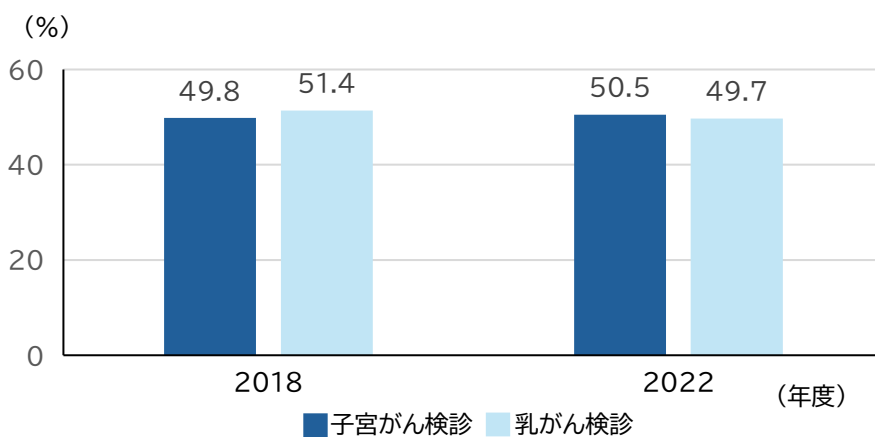
疾病の早期発見のためには、検診を定期的に受けることが重要であり、女性特有のがん疾患の早期発見のための健診として、子宮がん検診・乳がん検診があります。子宮がん、乳がんともに受診者は半数程度に留まっていることから、今後も受診を促す必要があります(図1 参照)。

本市においても、ライフステージに応じた健康に関する情報発信・啓発を多様な機会を通じて実施しており、市民向け講演会や、市内の大学と連携した啓発活動、啓発物品の配布、市ホームページやSNSを活用した啓発など、様々な取組を行っています。

### 今後の方向性

- 性と生殖の正しい知識や、健康に関する定期的な情報発信に取り組み、誰もが心身の健康を享受できるよう、生涯にわたる健康支援を進めます。

(図1)子宮がん・乳がん検診の受診率



資料：令和4年度(2022年度)及び平成30年度(2018年度)吹田市「市民意識調査」から算出

### 計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2030年度)
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度	15.7% (2024年度)	25%以上
子宮がん・乳がん検診受診率	子宮がん 50.5% 乳がん 49.7% (2022年度)	子宮がん 60%以上 乳がん 60%以上

## 主な取組

### 1 思春期における心とからだの健康づくりの推進

	取組の具体的内容	主な担当室課
2-4-1	性感染症やエイズ予防、正しい性の知識に対する啓発活動を行います	保健給食室 青少年室

### 2 妊娠・出産期における健康支援

妊娠・出産に関する情報提供や継続的な支援を行います。

	取組の具体的内容	主な担当室課
2-4-2	喫煙や飲酒が胎児や乳児に及ぼす影響について周知・啓発を行います	すこやか親子室
2-4-3	助産師等による面談や継続的なフォローを行い、産前・産後の切れ目ない支援を実施します	すこやか親子室

### 3 性差に応じた健康づくりの推進と介護予防の普及啓発の推進

ライフステージに応じた検診や講座を受けられるよう情報提供や支援を行います。

	取組の具体的内容	主な担当室課
2-4-4	介護予防の普及啓発のため講座等を開催し、また、地域における自主的な介護予防のための活動を支援します	高齢福祉室
2-4-5	市民健康教室や市ホームページ、SNS等を活用し、性差に応じた生活習慣病予防やライフコースアプローチを踏まえた女性の健康づくりについての情報発信を行います	健康まちづくり室 成人保健課
2-4-6	子宮がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症検診を実施し受診率向上を図るとともに、それらの疾患予防についての啓発を行います	成人保健課
2-4-7	保健師・管理栄養士・歯科衛生士が出前講座や相談の依頼に対応します	成人保健課

## 4 性と生殖についての理解の促進

性について主体的に考え、行動するために、正しい情報の提供を進めます。

	取組の具体的内容	主な担当室課
2-4-8	成長とともに、また年齢を重ねるとともに変化する体についての正しい知識を持ち、リプロダクティブ・ヘルス/ライツやプレコンセプションケアの視点も踏まえ、主体的に健康で豊かな生活を送ることに役立つような意識啓発や講座等を実施します	男女共同参画センター
2-4-9	妊娠前からの健康づくりと性・妊娠に関する正しい知識の普及・啓発を行います	すこやか親子室
2-4-10	性感染症について、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、性感染症に関する相談や早期発見のための検査を実施します	地域保健課
2-4-11	性に関する正しい情報を提供することで、性に関する教育の充実を図ります	学校教育室
2-4-12	大阪府が行っている「にんしんSOS」の普及・啓発を行うとともに様々な悩み相談に対応します	すこやか親子室 青少年室

### 市民のみなさんも取り組んでみませんか

まずは自分の身体・健康に関心を持ちましょう。そして、男女の身体の違いやライフステージの違いを知り、互いに尊重し合う気持ちを持ちましょう。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を知りましょう

男女の身体の違いを知り、お互いを大切に

健康診査を定期的に受診しましょう

## 基本方向3 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

### 基本施策1 男女共同参画意識の醸成

#### 現状と課題

男女共同参画社会の実現には、性別や年齢、価値観等、多様な生き方に関する差別や偏見を解消し、互いに認め合い、自らの希望に沿った生き方を自由に選択できることが必要です。

令和4年度(2022年度)吹田市市民意識調査によると、「男女が性別にかかわらず、共に個性や能力を発揮できる社会になってきている」と思う人の割合は、「そう思う」「どちらかというと思う」を合わせて37.2%と、前回調査の34.2%から3ポイント高くなっています(図1参照)。また、令和6年度(2024年度)男女共同参画に関する市民意識・実態調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について「同感する」「どちらかといえば同感する」は合わせて19.5%と、前回調査の23.4%から3.9ポイント減少しており、性別による固定的な役割分担に肯定的な人の割合は減少傾向にあります(図2参照)。

一方で、男女の地位に関しては、多くの分野で「男性が優遇されている」又は「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じている人が多く、中でも「政治の場」で76.6%、「社会全体として」で72.5%と高くなっています(図3参照)。男女共同参画の推進に向けて様々な取組を進めてきましたが、依然として男女間の不平等感は解消されていません。

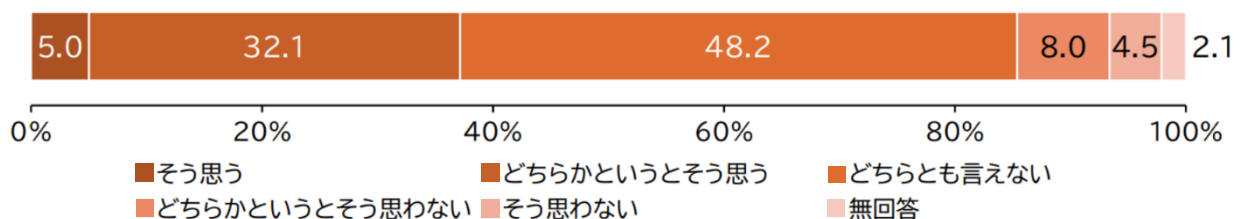
世界経済フォーラムが公表する、男女格差を示すジェンダー・ギャップ指数の日本の順位は低い状況が続いており、令和6年(2024年)は148か国中 118 位となっています。ジェンダー平等の取組において、日本は国際的に大きく後れを取っていることが明らかになっています(図4・図5参照)。

男女共同参画に関する意識の醸成には、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスなどの解消を図るための啓発・情報発信を行うとともに、教育の場における幼少期からの理解促進や、あらゆる世代に対して学習の場を提供することが必要です。

#### 今後の方向性

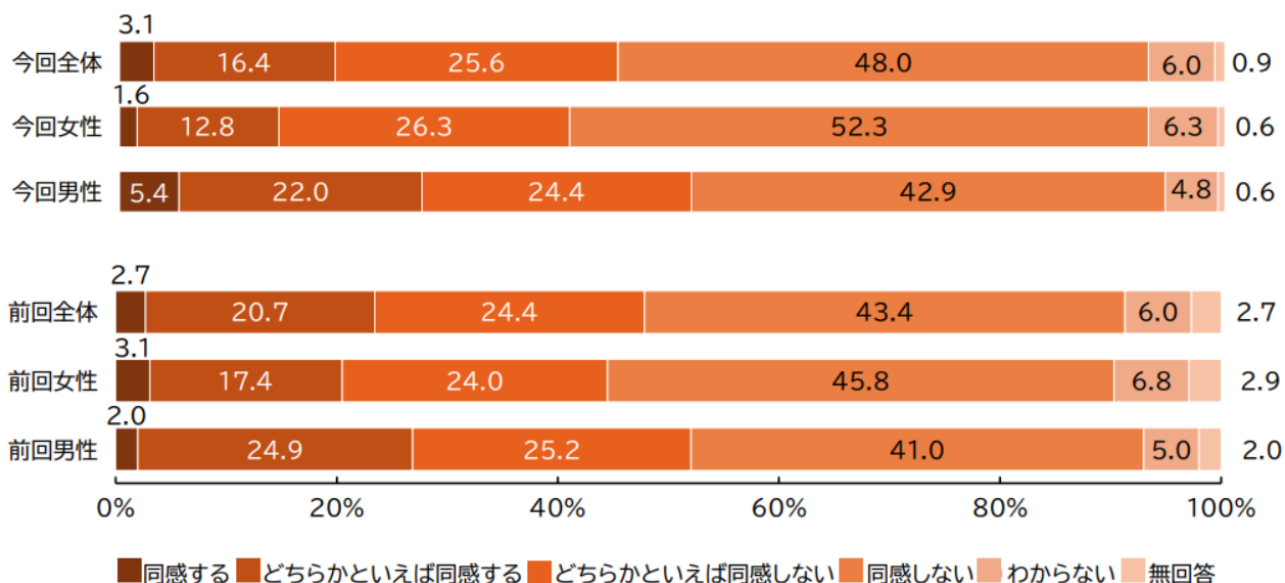
- すべての人が性別にかかわらず、あらゆる分野における活動に対等な立場で参画できる社会の実現に向けて、あらゆる機会を通じて啓発・教育を行います。  
また、ジェンダー平等に関する国際的な動向を含めた様々な情報の発信に努めます。

(図1)男女が性別にかかわらず、共に個性や能力を発揮できる社会になってきていると思う人の割合



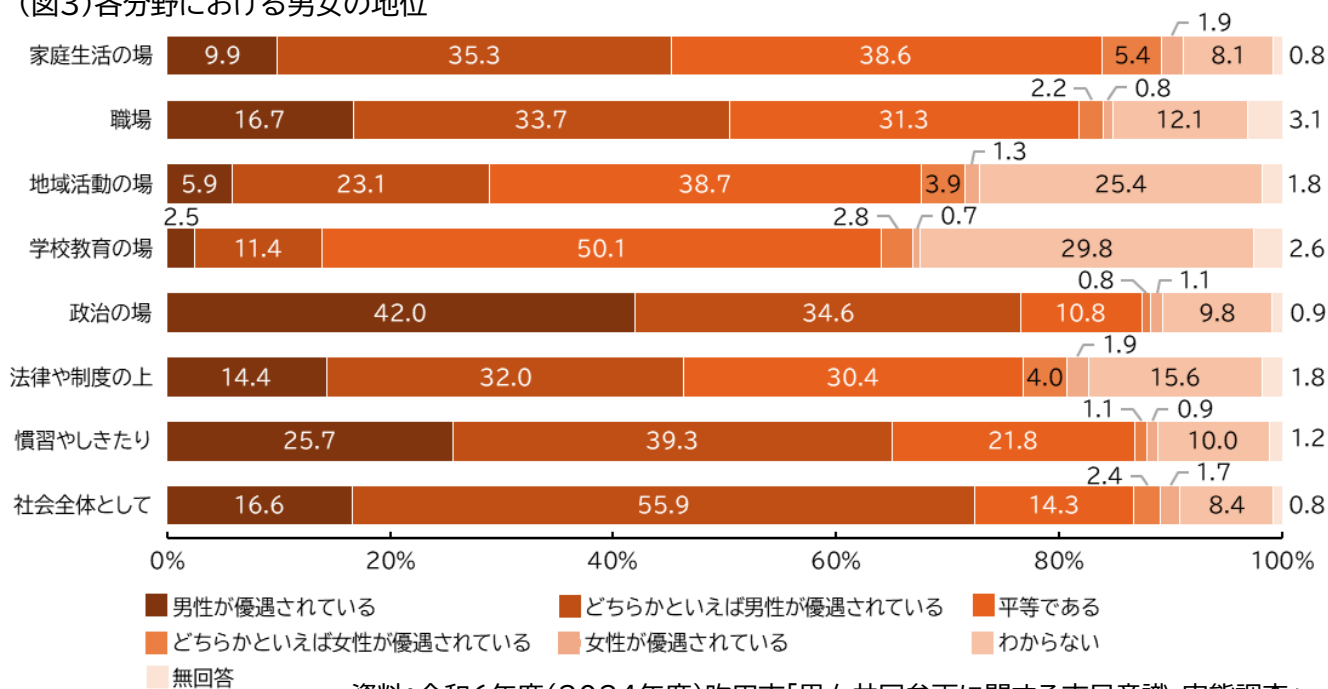
資料：令和4年度(2022年度)吹田市「市民意識調査」

(図2)「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料:令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」  
(前回:令和2年度(2020年度))

(図3)各分野における男女の地位



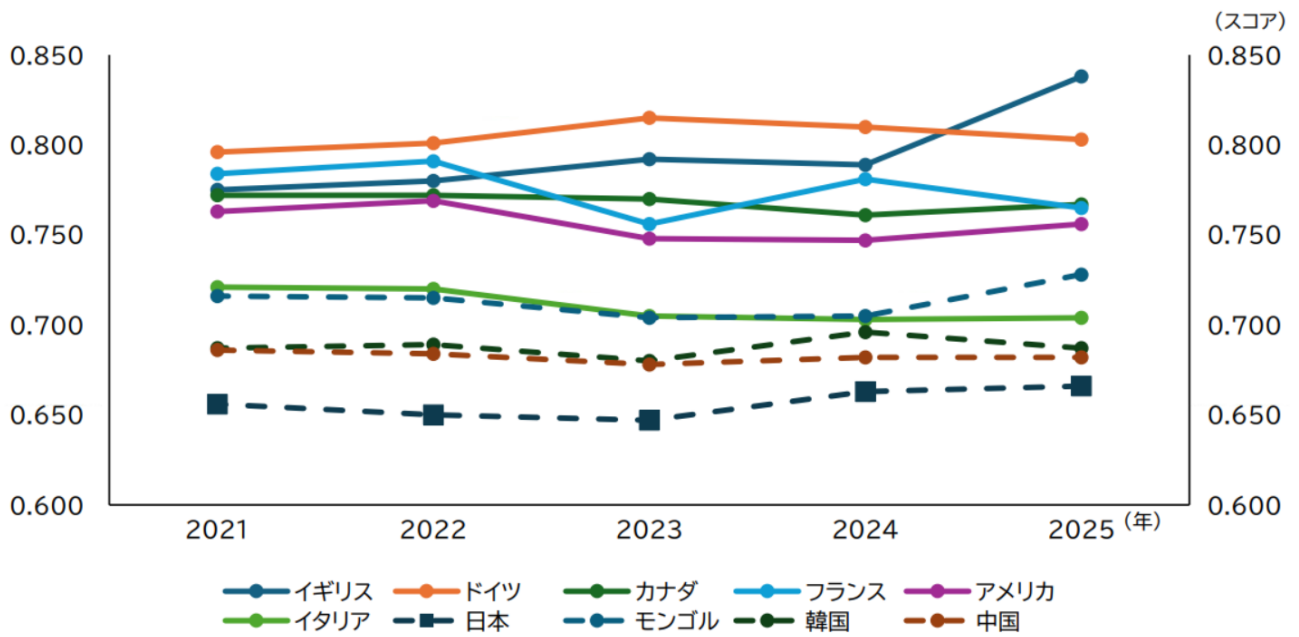
資料:令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図4)ジェンダー・ギャップ指数

	調査国数	総合		経済		教育		健康		政治	
		順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア
2025年	148	118	0.666	112	0.613	66	0.994	50	0.973	125	0.085
2024年	146	118	0.663	120	0.568	72	0.993	58	0.973	113	0.118
2023年	146	125	0.646	123	0.561	47	0.997	59	0.973	138	0.057
2022年	146	116	0.650	121	0.564	1	1.000	63	0.973	139	0.061
2021年	156	120	0.656	117	0.604	92	0.983	65	0.973	147	0.061

資料:世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report」

(図5)G7、東アジアでの総合スコア比較



(参考)G7 と東アジアの順位の変化

	2021年	→	2025年
イギリス	23位(0.775)	→	4位(0.838↑)
ドイツ	11位(0.796)	→	9位(0.803↑)
カナダ	24位(0.772)	→	32位(0.767↓)
フランス	16位(0.784)	→	35位(0.765↓)
アメリカ	30位(0.763)	→	42位(0.756↓)
モンゴル	69位(0.716)	→	65位(0.728↑)
イタリア	63位(0.721)	→	85位(0.704↓)
韓国	102位(0.687)	→	101位(0.687→)
中国	107位(0.682)	→	103位(0.686↑)
日本	120位(0.656)	→	118位(0.666↑)

資料:世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report」

## 計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2030年度)
男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の際の指導方法に関する教職員への研修・講座内容に対する肯定的評価率	100% (2024年度)	100%
「男は仕事、女は家庭」と思う市民の割合	女性 14.4% 男性 27.4% (2024年度)	男女とも 15%未満
社会全体として男女の地位は平等であると思う市民の割合	14.3% (2024年度)	30%以上
男女が共に個性や能力を発揮できる社会になってきていると思う市民の割合	37.2% (2022年度)	50%以上
吹田市男女共同参画推進条例の認知度	26.4% (2024年度)	50%以上
「ジェンダー・ギャップ指数」の認知度	45.9% (2024年度)	60%以上

## 主な取組

### 1 生涯にわたる男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進

固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進に取り組みます。また、インターネットをはじめ、様々なメディアが発信する情報に対して主体的に対応ができるようメディア・リテラシーの育成に取り組みます。

	取組の具体的内容	主な担当室課
3-1-1	学校等において男女共同参画・ジェンダー平等を含む人権教育の推進を年間計画の中で位置づけ、性別にとらわれない、児童生徒が持つ個性を尊重した教育に取り組みます	保育幼稚園室 学校教育室
3-1-2	ジェンダーにとらわれない視点に立ち、教材、絵本、玩具などを選定します	保育幼稚園室
3-1-3	男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進のため、教職員への研修の充実を図ります	学校教育室 教育センター
3-1-4	男女共同参画意識の形成に資する図書・資料等を収集し、児童生徒に貸し出します	学校教育室
3-1-5	デジタル・シティズンシップ教育を通じて、インターネットをはじめ様々なメディアにおける固定的性別役割分担意識に基づく表現や、性・暴力表現など女性の人権を侵害する情報に対して、主体的に対応できるメディア・リテラシーの育成に取り組みます	教育センター
3-1-6	男女共同参画のための生涯学習を推進するため、講座、情報提供、学習機会の充実を図るとともに、新しい生活様式に対応したオンライン講座を実施します	まなびの支援課
3-1-7	男女共同参画意識の醸成に資する図書・資料等を収集し、市民に提供します。また、男女共同参画週間に合わせて、関連する図書コーナーを設置します	各図書館

	取組の具体的内容	主な担当室課
3-1-8	青少年施設(夢つながり未来館・自然体験交流センター・自然の家・青少年クリエイティブセンター)における調理イベント及び自然体験活動、親子で参加する交流活動等を通じて、男女共同参画意識の形成を図ります	青少年室 青少年クリエイティブセンター

## 2 あらゆる世代・分野の市民に対する男女共同参画の効果的な啓発活動の推進

性別や世代等にかかわらず、誰もが多様な分野で活躍できるよう有効な情報や機会を提供します。

	取組の具体的内容	主な担当室課
3-1-9	市報などで情報発信を行う際に、男女共同参画の視点を持って情報発信を行うよう努めます	広報課
3-1-10	公文書における男女共同参画の視点に立った文書表現について周知します	人権政策室
3-1-11	市報・広報誌・SNSなど多様な媒体を通じて男女共同参画に関する情報を発信します	人権政策室
3-1-12	市民意識調査を行い、その結果をホームページで公表するとともに施策に反映します	人権政策室
3-1-13	ジェンダー・ギャップ指数などの国際比較データやSDGsに関する情報提供を行います	人権政策室
3-1-14	固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消を促すために、講座の開催や情報の提供等により広く働きかけていきます	男女共同参画センター

## 3 多様な性に関する理解の促進

すべての人にとって、自分の性的指向・性自認が尊重され、自分らしく生きることができる社会を作るため、多様な性に関する理解の促進を図ります。

	取組の具体的内容	主な担当室課
3-1-15	ジェンダーに関するDVDなどの貸出し、図書・資料の収集・提供に努めます	人権政策室
3-1-16	性的マイノリティの方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を公に証明するパートナーシップ宣誓証明制度の周知に努めます	人権政策室
3-1-17	多様な性に関する研修や講演会等を実施し、啓発に努めます	人権政策室
3-1-18	ジェンダーの視点を取り入れた学校運営を行うとともに、多様な性に関する理解の促進を図るため、人権担当者会や10年経験者、初任者研修を通じて啓発を行います	学校教育室
3-1-19	教職員に対し、セクシュアリティやジェンダーについての研修の内容を充実させます	教育センター

## 市民のみなさんも取り組んでみませんか

みなさんの暮らしの中にも、性別や年齢、人種等による偏った考え方があるかもしれません。自分の考えと他の人の考えを見たり、聞いたり、比べて、偏りがないか一度見直してみませんか。

本市の男女共同参画に関するHPを見る

男女共同参画に関する調査や研究を見る

自分の周りで固定的な考え方をしていないか見直してみる

## コラム

### アンコンシャス・バイアスを知っていますか？

アンコンシャス・バイアスとは、「無意識の思い込み」や「無意識の偏見」のことです。

物事を判断する時、これまでの経験や周りの環境に影響されて、知らず知らずのうちに偏った考え方をしてしまうことはありませんか。

アンコンシャス・バイアスは誰にでも起こり得るものです。

無意識であるがゆえに、自分と異なる考え方を受け入れにくくなったり、自分の価値を相手に押し付けてしまったり…

まずは、アンコンシャス・バイアスの存在を知り、自分の行動の中に潜む無意識の思い込みに気づくことが大切です。その気づきが、互いを尊重し合う社会づくりや男女共同参画を進める第一歩になります。

## 基本施策2 男女共同参画に関する拠点施設の活用促進

### 現状と課題

男女共同参画センター「デュオ」は、男女共同参画の推進に関する拠点施設として、講座、相談、情報発信、貸室の運営など、様々な活動を行っています。

男女共同参画の推進における課題は、日常の様々な場面に存在しています。当センターの講座では、生活の中の課題を具体的で関心を持ちやすいテーマにして扱っており、市民の方々にまなびの機会として提供しています。

生き方や人間関係などの悩みを心の内に抱えている場合には、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の影響を受けていることがあります。相談事業では、相談者が悩みを安心して吐き出し、共感してもらいながら、自分自身の気持ちを整理できるよう支援をしています。DVに関する相談なども受けています。

情報ライブラリーでは、男女共同参画に関する図書や雑誌、DVDなどの資料を取り揃えています。気軽に読める書籍も、実用書も、お子さんと楽しめる絵本もあります。

また、当センターには吹田市男女共同参画推進員(以下「参画スタッフ」という。)というボランティアの仕組みがあります。参画スタッフは、養成講座を受講して登録をした方々で、情報ライブラリーの情報発信や、一時保育の運営などに携わっています。当センターの親しみやすい雰囲気づくりにつながっています。

一方で、「令和6年度(2024年度)男女共同参画に関する市民意識・実態調査」によると、男女共同参画センターを知っている人の割合は18.9%で、前回調査の18.7%と比べて横ばいとなっています(図1参照)。また、同センターを知っている人のうち、利用したことがある人の割合は24.4%で(図2参照)、利用したことがない理由としては、「特に理由はない」を除くと「男女共同参画センターについての情報がない」が22.5%で最も多くなっています(図3参照)。

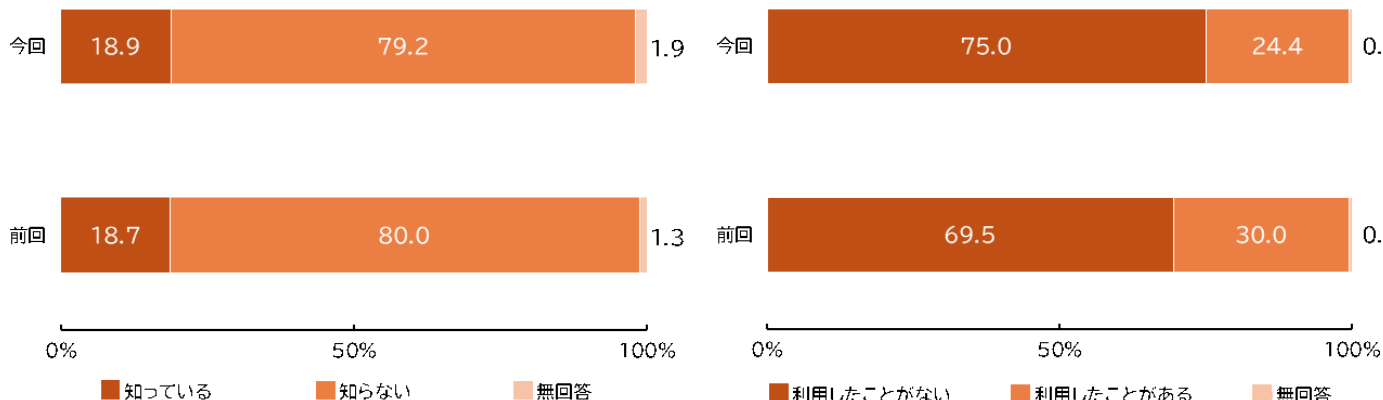
このことから、当センターに関する情報を市民に届けることが大切で、情報発信を強化していく必要があります。併せて、より多くの方が当センターを利用し、男女共同参画への理解を深めることができるよう、当センターの活動内容を更に充実させることも大切です。

### 今後の方向性

- 男女共同参画センターの活動内容等について、SNSを活用するなど広く市民に情報提供します。また、当センターがより多くの人に利用され、男女共同参画の推進につながるよう、活動内容の改善に努めていきます。

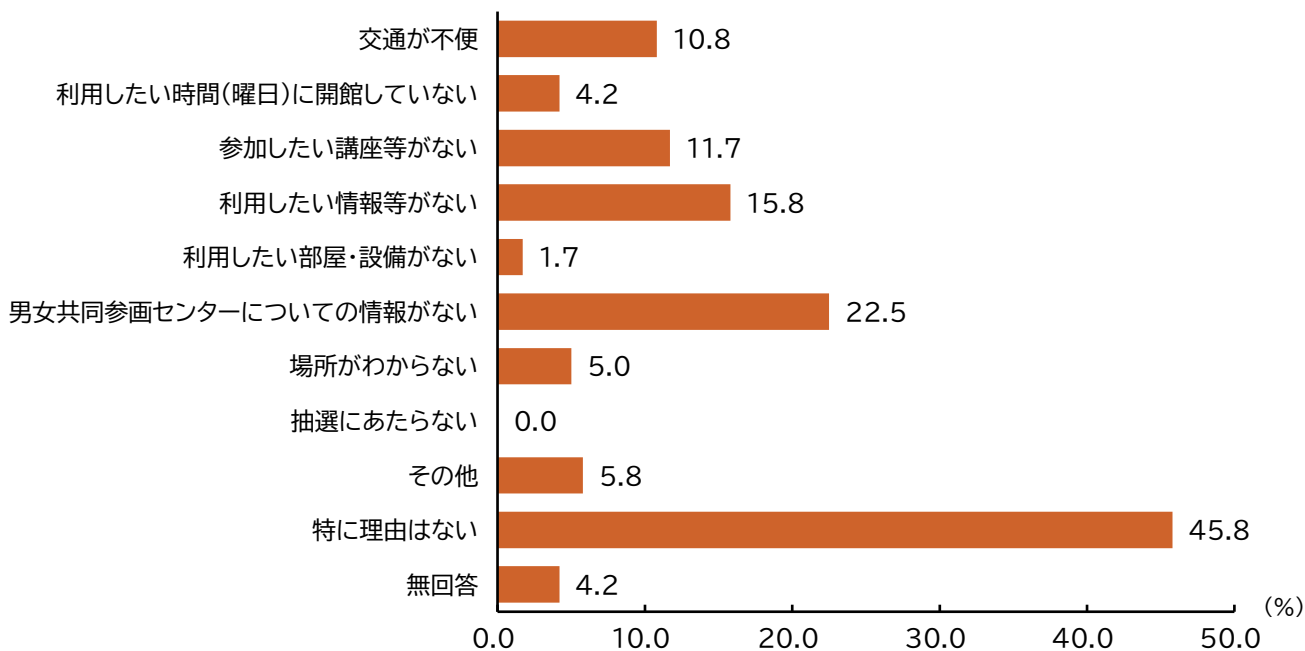
(図1)男女共同参画センター「デュオ」の認知度

(図2)男女共同参画センター「デュオ」の利用経験



資料: 令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」  
(前回: 令和2年度(2020年度))

(図3)吹田市立男女共同参画センター「デュオ」を利用したことがない理由



資料: 令和6年度(2024年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2030年度)
吹田市立男女共同参画センター「デュオ」の利用者数	39,220人 (2024年度)	43,000人
吹田市立男女共同参画センター「デュオ」の認知度	18.9% (2024年度)	30%以上

## 主な取組

### 1 市民との協働・連携

	取組の具体的内容	主な担当室課
3-2-1	男女共同参画センターの取組に理解や関心のある市民に、参画スタッフとして登録していただき、講座等の運営や情報発信に主体的に関わっていただくことで、男女共同参画に関するより深い学びの機会とします。また、参画スタッフと共に、他の市民にも男女共同参画が広がるよう取り組んでいきます	男女共同参画センター

### 2 男女共同参画センターの機能の充実と利用の促進

当センターがより多くの人に利用され、男女共同参画の推進につながるよう、活動内容の改善に努めていきます。

	取組の具体的内容	主な担当室課
3-2-2	男女共同参画センターの様々な取組を広く知っていただけるよう、ホームページや SNS 等を通じた情報発信に努めます	男女共同参画センター
3-2-3	講座開催や情報提供に当たっては様々な世代を意識し、色々な視点から男女共同参画やジェンダー平等について学ぶことができるよう、多様なテーマの設定に努めます。また、講座については、オンライン形式の効果的な活用についても工夫していきます	男女共同参画センター
3-2-4	各種相談については、生き方、人間関係のほか、暴力に関することなど内容は様々であり、それぞれの状況に応じた対応が必要となります。安心してご利用いただき、相談者の支援につながるよう取り組んでいきます。また、男性電話相談について周知に努めます	男女共同参画センター
3-2-5	施設をより便利に利用し、親しんでいただけるよう、施設管理、使用手続き、運用等について改善していきます	男女共同参画センター

#### 市民のみなさんも取り組んでみませんか

男女共同参画センターを訪れて、その活動に触れてみませんか。

センターの活動や、発行している冊子などを見る・読む

センターで実施している講座に参加する

活動団体に参加する

## 第4章 計画の推進

### 1 庁内における推進体制

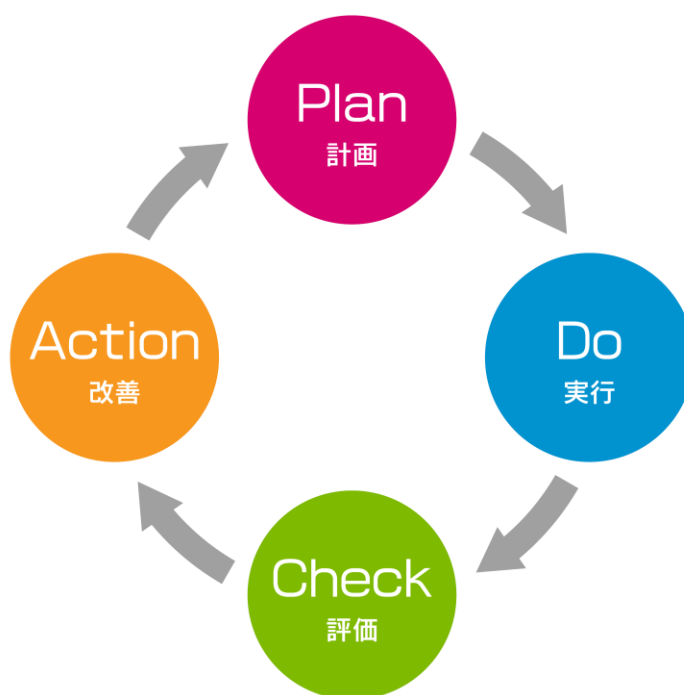
吹田市男女共同参画推進本部(市長・副市長・部長等で構成)による計画の総合調整と、同幹事会(関係室課長等で構成)における横断的な連携による推進を図ります。

### 2 市民と行政との協働

- (1)吹田市男女共同参画審議会を公募による市民委員や事業者からの推進による委員を含めて構成し、広く意見を求め、実行ある施策の推進を図ります。
- (2)男女共同参画を推進する団体・グループ等と連携し、情報・意見交換を行い、施策の推進を図ります。
- (3)参画スタッフとともに、地域に根差した活動を進めます。
- (4)様々な機会を捉えて市民や事業者へ計画を周知し、男女共同参画施策に対する関心を高めます。
- (5)市民・事業者と協働して男女共同参画施策の推進を図ります。

### 3 計画の進行管理及び検証

計画の実行性を高め、総合的に推進していくために、PDCAサイクルによる進行管理を行います。また、吹田市男女共同参画推進条例第 19 条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について具体的な数値や成果を示した年次報告書を作成・公表し、吹田市男女共同参画審議会へ報告します。



## 4 計画推進のための目標値(一覧)

基本方向	番号	指標	現状値	目標値 (2030年度)	指標の出典	参照 頁
1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	1	市職員の管理職(課長代理級以上)に占める女性の割合	26.5% (2024年度)	30%以上	本市実績	23
	2	審議会等委員における女性の割合	31.9% (2024年度)	40%~60%	本市実績	23
	3	女性委員がいない審議会等の割合	4.9% (2024年度)	解消する	本市実績	23
	4	市内の事業所の管理職に占める女性の割合	20.9% (2024年度)	25%以上	吹田市 労働事情調査	25
	5	管理職への登用において「平等である」と思う人の割合	27.1% (2024年度)	40%以上	男女共同参画に 関する市民 意識・実態調査	25
	6	男性市職員の育児休業取得率	75.0% (2024年度)	90%以上	本市実績	30
	7	育児休業を取得した男性市職員のうち、1か月以上取得した人の割合	80.4% (2024年度)	90%以上	本市実績	30
	8	育児休業・介護休業制度の利用があった事業所の割合	15.3% (2024年度)	20%以上	吹田市 労働事情調査	30
	9	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の実施回数	5回 (2024年度)	5回	本市実績	30
	10	吹田市防災会議における女性委員の割合	22.9% (2024年度)	30%以上	本市実績	34
2 ジェンダーに基づく暴力の根絶と安心・安全な暮らしの実現	11	ハラスメントの相談窓口もしくは制度を定めている事業所の割合	27.9% (2024年度)	40%以上	吹田市 労働事情調査	38
	12	セクシュアル・ハラスメントが同性間でも成立することを知っている人の割合	63.7% (2024年度)	70%以上	男女共同参画に 関する市民 意識・実態調査	38
	13	すいたストップDVステーションの認知度	14.1% (2024年度)	30%以上	男女共同参画に 関する市民 意識・実態調査	43
	14	中学校におけるデートDVについての学びの実施	12校 (2024年度)	18校	本市実績	43
	15	配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けたがどこにも相談しなかった人の割合	44.6% (2024年度)	30%未満	男女共同参画に 関する市民 意識・実態調査	43
	16	就労支援事業に参加した生活保護受給者等の就労率	55.9% (2024年度)	60%以上	本市実績	48
	17	ひとり親家庭への就業支援により就業につながった人の割合	76.0% (2024年度)	100%	本市実績	48
	18	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度	15.7% (2024年度)	25%以上	男女共同参画に 関する市民 意識・実態調査	51
	19	子宮がん・乳がん検診受診率	子宮がん 50.5% 乳がん 49.7% (2022年度)	子宮がん 60% 乳がん 60% 以上	吹田市 市民意識調査	51

基本方向	番号	指標	現状値	目標値 (2030年度)	指標の出典	参照頁
3 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備	20	男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の際の指導方法に関する教職員への研修・講座内容に対する肯定的評価率	100% (2024年度)	100%	本市実績	57
	21	「男は仕事、女は家庭」と思う市民の割合	女性 14.4% 男性 27.4% (2024年度)	男女とも 15%未満	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	57
	22	社会全体として男女の地位は平等であると思う市民の割合	14.3% (2024年度)	30%以上	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	57
	23	男女が共に個性や能力を発揮できる社会になってきていると思う市民の割合	37.2% (2022年度)	50%以上	吹田市 市民意識調査	57
	24	吹田市男女共同参画推進条例の認知度	26.4% (2024年度)	50%以上	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	57
	25	「ジェンダー・ギャップ指数」の認知度	45.9% (2024年度)	60%以上	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	57
	26	吹田市立男女共同参画センター「デュオ」の利用者数	39,220人 (2024年度)	43,000人	本市実績	61
	27	吹田市立男女共同参画センター「デュオ」の認知度	18.9% (2024年度)	30%以上	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	61

## 資料編

### 資料1 用語解説

#### ア行

用語	解説
アンコンシャス・バイアス	誰もが潜在的に持っている無意識の思い込みのこと。
M字カーブ	日本の女性の労働力人口比率(労働力率、労働参加率)又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代前半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。
LGBT	L:レズビアン(同性を好きになる女性)G:ゲイ(同性を好きになる男性)B:バイセクシュアル(両性を好きになる人)T:トランスジェンダー(生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人)の頭文字をとったもので、性的少数者を表す総称の1つとして使われる。Q:クエスチョニング/クィア(性的指向や性自認が明確でない人、定義づけたくない人、わからずに悩んでいる人/性的少数者を包括する言葉)を加えて LGBTQということもある。
エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

#### カ行

用語	解説
核家族	夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯を指す。
キャリア教育	子供たちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。
高齢クラブ	健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりなどがしたい、おおむね60歳以上の方が自分たちの手で結成し、運営しているクラブ。レクリエーション、スポーツ、親睦会、社会見学・旅行のほか、勉強会や地域・社会奉仕活動などを行う団体。運営は、会費や国、市の補助金などで行う。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

サ行	
用語	解説
JKビジネス	「JK」は女子高生の略。児童の性を売り物にする営業の一つで、女子高校生等の18歳に満たない者を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、実際には性的なサービスを客に提供させるものが存在しており、犯罪に巻き込まれたり、性被害に遭う危険性が問題となっている。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。
ジェンダー・ギャップ指数	世界フォーラム(WEF)が経済、教育、健康、政治の4分野に関する統計データから算出する、各国における男女格差を測る指数。
持続可能な開発のための2030アジェンダ	平成27年(2015年)に国連で採択された、令和12年(2030年)までに貧困・飢餓の撲滅、地球環境の保護、すべての人々の平和と繁栄を達成するための世界的な行動計画で、その中核となるのが17の目標と169のターゲットからなる持続可能な開発目標(SDGs)。このアジェンダは、経済・社会・環境の3側面を調和させ、「誰一人取り残さない」ことを基本理念とし、先進国・途上国すべてが取り組むべき普遍的な目標として位置づけられている。
JOBナビすいた	吹田市内の求職者と企業の橋渡しをおこなう就労支援施設。就職アドバイザーへの就職相談や就活セミナー、企業面接会やお仕事紹介など、就職活動に役立つ様々なサービスを無料で利用できる。
性的指向・性自認	性的指向とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念のこと。性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念のこと。
性的マイノリティ	同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのことをいう。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」とも言う。
セクシュアリティ	性のあり方のことを示す言葉。
積極的格差是正	社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置。
総合評価落札方式一般競争入札	競争入札において、価格以外の要素と価格を総合的に評価して、発注者にとって最も有利な者を落札者として決定する方式。

## タ行

用語	解説
Wリボンプロジェクト	「Wリボンマーク(P46 コラム参照)」を旗印に、DV や児童虐待に係る講座の開催、マークのピンバッジであるWリボンバッジの販売などを通じて、「あなたはひとりではない STOP Violence」というメッセージを伝える活動。
男女均等雇用	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために、労働者が性別により差別されることなく充実した職業生活を営むことができるようにすること。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や交際相手など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的、社会的、経済的、性的な暴力なども含まれる。平成26年(2014年)のDV防止法の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に適用対象が拡大された。
デートDV	主に若い世代の間で、交際相手から受ける暴力のこと。殴る、蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、怒鳴る、脅す、行動を規制する(交友関係を細かくチェックするなど、相手を思いどおりに支配しようとする態度、行動も含まれる。デートDVは親密な交際相手の中で起こるため、その行為が暴力だと気づかない人も多くいる。近年はSNS(ソーシャルネットワークサービス)を利用した暴力も起こっている。
デジタル・シティズンシップ教育	深く考え、責任をもってテクノロジーを使い、学び、創造し、社会参加することを学ぶ教育。

## ナ行

用語	解説
にんしんSOS	思いがけない妊娠など、妊娠に悩む人のために、希望に応じて必要な正しい情報を伝えたり、適切なサービスを紹介する相談窓口。

## ハ行

用語	解説
配偶者暴力相談支援センター	DV被害者の相談支援を行う機関で、DV防止法において都道府県に設置が義務付けられている。市町村では努力義務であるが、本市では平成23年(2011年)に府下市町村でいち早く「すいたストップDVステーション(DV相談室)」を設置した。
パートナーシップ宣誓証明制度	一方又は双方が性的マイノリティ当事者である二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合う関係であると宣誓した事実を自治体が証明する制度。
PDCAサイクル	P(Plan:計画)、D(Do:実行)、C(Check:評価)、A(Action:改善)のサイクルによる施策や事業などの立案から評価に至るまでのプロセス。
プレコンセプションケア	性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や将来の健康を考えて健康管理を行う取組。

## マ行

用語	解説
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

## ラ行

用語	解説
ライフコースアプローチ	胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた考え方。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	リプロダクティブ・ヘルスとは、平成6年(1994年)の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ライツは、「全てのカップルと個人が自分たちの子供の数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。 現在は、誰もが性や身体のことを自分で決め、守ることができる権利(セクシュアル・ヘルス/ライツ)を加えたセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツへと進展している。
ロールモデル	具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと。

## ワ 行

用語	解説
ワーク・ライフ・バランス	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

## 資料2 男女共同参画に関する国内外の動き

	世界	国	吹田市
1975年	●国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	●「婦人問題企画推進本部」設置	
1976年	●「国連婦人の10年」スタート(~1985年)		
1977年		●「国内行動計画」策定 ●「国立婦人教育会館」開館	
1979年	●国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		
1980年	●国連婦人の10年中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択		
1981年	●「ILO第156号条約(家族的責任条約)」採択	●「国内行動計画後期重点目標」策定	
1985年	●国連婦人の10年ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	●「国籍法」「戸籍法」改正 ●「男女雇用均等法」公布 ●「女子差別撤廃条約」批准	
1987年		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	●市政振興部に「婦人政策室」設置 ●「婦人会館」開館 ●「婦人問題企画推進本部」設置
1988年			●男女平等に関する市民意識調査実施 ●「婦人問題懇話会」設置
1989年		●学習指導要領の改定(高等学校家庭科の男女必修等)	
1990年	●国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991年		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ●「育児休業法」公布	●婦人政策室を「女性政策室」に名称変更
1992年			●女性政策室を「女性政策課」に名称変更
1993年	●国連世界人権会議「ウィーン宣言」採択 ●国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	●「パートタイム労働法」公布、施行	●「すいた女性プラン」策定 ●婦人会館を「女性センター」に名称変更
1994年	●国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	●「男女共同参画審議会」設置 ●「男女共同参画推進本部」設置	●第1期「女性政策推進懇談会」設置
1995年	●第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	●「育児休業法」改正 ●「ILO第156号条約(家庭的責任条約)」批准	
1996年		●「男女共同参画2000年プラン」策定	●第2期「女性政策推進懇談会」設置
1997年		●「男女雇用機会均等法」改正 ●「介護保険法」公布	
1998年			●第3期「女性政策推進懇談会」設置 ●女性政策課を人権部に移管

	世界	国	吹田市
1999年		●「男女共同参画社会基本法」公布、施行	●「審議会等への女性の参画を推進する要綱」制定
2000年	●国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	●「男女共同参画基本計画」策定 ●「児童虐待防止法」公布、施行 ●「ストーカー規制法」公布、施行	●女性政策課を「男女共同参画課」に名称変更 ●男女平等に関する市民意識・実態調査実施
2001年		●「男女共同参画会議」設置 ●「男女共同参画局」設置 ●「DV防止法」公布、施行	●「男女共同参画懇話会」設置
2002年			●「吹田市男女共同参画推進条例」公布、施行 ●「男女共同参画審議会」設置 ●女性センターを「男女共同参画センター」に名称変更し、人権部に移管
2003年		●「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	●「すいた男女共同参画プラン」策定 ●「男女共同参画苦情等処理委員」設置
2004年		●「児童虐待防止法」改正、施行 ●「DV防止法」改正、施行 ●「育児・介護休業法」改正 ●「児童福祉法」改正、施行	
2005年	●国連「北京+10」世界閣僚級会合(第49回国連婦人の地位委員会)開催	●男女共同参画基本計画(第2次)策定	●男女共同参画課から「男女共同参画室」に組織改正 ●男女共同参画に関する市民意識・実態調査実施
2006年		●「男女雇用機会均等法」改正	
2007年		●「DV防止法」改正	●人権部男女共同参画室から「自治人権部男女共同参画室」に組織改正
2008年		●「児童福祉法」改正 ●「次世代育成支援対策推進法」改正	●「第2次すいた男女共同参画プラン」策定
2009年		●男女共同参画シンボルマーク決定 ●「育児・介護休業法」改正	
2010年	●国連「北京+15」世界閣僚級会合(第54回国連婦人の地位委員会)開催	●男女共同参画基本計画(第3次)策定	●男女共同参画に関する市民意識・実態調査実施
2011年	●ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)発足		●「すいたストップDVステーション(DV相談室)」開設 ●「Wリボンプロジェクト」スタート
2012年			●自治人権部男女共同参画室から「人権文化部男女共同参画室」に組織改正
2013年		●「DV防止法」改正 ●「ストーカー規制法」改正、施行	●「第3次すいた男女共同参画プラン」策定
2014年		●「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ●「男女雇用機会均等法」改正	

	世界	国	吹田市
2015年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国連「北京+20」世界閣僚級会合(第59回国連女性の地位委員会)開催</li> <li>●「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画基本計画(第4次)策定</li> <li>●「女性活躍推進法」公布、施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画に関する市民意識・実態調査実施</li> </ul>
2016年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「育児・介護休業法」改正</li> <li>●「男女雇用機会均等法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権文化部男女共同参画室から「市民部男女共同参画室」に組織改正</li> </ul>
2018年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行</li> <li>●「働き方改革関連法」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第4次すいた男女共同参画プラン」策定</li> </ul>
2019年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●G20サミット「G20大阪首脳宣言」(「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性活躍推進法」改正</li> <li>●「DV防止法」改正</li> <li>●「働き方改革関連法」施行</li> </ul>	
2020年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国連「北京+25」世界閣僚級会合(第64回国連女性の地位委員会)開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画基本計画(第5次)策定</li> <li>●「ビジネスと人権」に関する行動計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民部男女共同参画室から「市民部人権政策室」に組織改正</li> <li>●男女共同参画に関する市民意識・実態調査実施</li> </ul>
2021年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正、施行</li> <li>●「育児・介護休業法」改正</li> </ul>	
2022年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「AV出演被害防止・救済法」公布、施行</li> <li>●「女性支援法」公布</li> </ul>	
2023年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合を日本で初開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「LGBT理解増進法」が公布・施行</li> <li>●「DV防止法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第5次すいた男女共同参画プラン」策定</li> </ul>
2024年		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性支援法」施行</li> <li>●「民法」等の一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画に関する市民意識・実態調査実施</li> </ul>
2025年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国連「北京+30」世界閣僚級会合(第69回国連女性の地位委員会)開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性版骨太の方針2025」決定</li> <li>●「女性活躍推進法」の改正</li> </ul>	
2026年			<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第6次すいた男女共同参画プラン」策定</li> </ul>

## 資料3 法令集

## 男女共同参画社会基本法

平成11年法律第78号

最終改正 令和7年法律第80号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

## (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

## (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

## (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

## (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動につ

いて家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的

な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名さ

れた委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

# 吹田市男女共同参画推進条例

平成 14 年 10 月 9 日 条例第 31 号

最終改正 平成 28 年 3 月 31 日 条例第 3 号

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。これらの取組は「平等・開発・平和」をテーマに掲げた国際婦人年以降の、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際社会の動きと連動しつつ進められ、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、男女共同参画社会基本法などの法整備がされてきた。

しかしながら、女性に対する人権侵害や男女の差別的な取扱い、性別による固定的な役割分担意識を反映した慣行等が、今なお社会の様々な分野で根深く存在している。

吹田市においては、女性の就業率は出産・子育て期に大きく低下しており、また男性の家庭生活、地域生活への参画は、市外通勤が多いことなどもあいまって、必ずしも十分とは言えないなどの状況がある。

少子・高齢化の進展、国際化、高度情報化など社会・経済環境が大きく変化する中で、すべての市民が平和で豊かに暮らしていくためには、男女が共に、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、家庭責任を果たしつつ、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が重要である。

このような認識に立ち、男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民及び事業者が協働して、その取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

る。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

- 第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されること、女性に対するあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度及び慣行が解消され、男女の社会における活動が制約を受けることなく選択できることを旨として、行われなければならない。
  - 3 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭における活動及び職場、地域等における活動に対等な立場で参画できることを旨として、行われなければならない。
  - 4 男女共同参画の推進は、男女が、市における政策又は事業者その他の民間の団体における方針の

立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

- 5 男女共同参画の推進は、妊娠、出産その他の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者と協働するものとする。

4 市は、自ら率先して男女共同参画の推進に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に自ら積極的に参画し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、男女の職場における対等な参画の機会の確保に努めるとともに、職場における活動と家庭等における活動との両立ができる環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、女性に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、女性に対する身体的又

は精神的な苦痛を与える暴力、セクシュアル・ハラスメント及び性の商品化を助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、吹田市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(教育及び学習の振興)

第10条 市は、学校教育及び社会教育において、男女平等を基礎として、男女共同参画を推進する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(広報啓発)

第11条 市は、市民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報啓発を行うものとする。

(情報提供等の支援)

第12条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取組に対して、情報提供その他の支援を行うものとする。

(両立支援)

第13条 市は、男女が共に家庭における活動及び職場、地域等における活動に参画できるよう、子の養育、家族の介護等において環境整備等必要な支援を行うものとする。

(暴力等の防止と被害者支援)

第14条 市は、女性に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力、セクシュアル・ハラスメント等の防止に努めるとともに、その被害を受けた者に対して必要な支援を行うものとする。

(拠点施設)

第15条 市は、吹田市立男女共同参画センターを、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並び

に市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設とするものとする。

(推進体制)

第16条 市は、市民及び事業者の協力の下に男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制整備に努めるものとする。

(積極的格差是正措置)

第17条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にできる限り男女同数に近づけるなど、積極的格差是正措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、前項の調査研究の成果を公表するものとする。

(年次報告)

第19条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について年次報告を作成し、これを公表するものとする。

2 事業者は、年次報告の作成に当たり市長が行う調査に協力するものとする。

(苦情等処理委員)

第20条 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市民からの申出を適切かつ迅速に処理するため、本市に、吹田市男女共同参画苦情等処理委員(以下「苦情等処理委員」という。)を置く

2 次に掲げる事項については、前項の申出をすることができない。

- (1) 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
- (2) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)等の規定による不服申立てを行っている事項又は裁判等のあった事項
- (3) 議会に請願又は陳情を行っている事項

(4) 苦情等処理委員の行為に関する事項

3 苦情等処理委員は、第1項に規定する苦情の申出があった場合において、必要があると認めるときは、同項の施策を実施する機関に対し、説明又は資料の提出を求め、是正その他の措置を講ずるよう勧告等を行うものとする。

4 苦情等処理委員は、第1項に規定する相談の申出があった場合において、必要があると認めるときは、関係者に対し、説明又は資料の提出を求め、助言、是正の要望等を行うものとする。

5 苦情等処理委員は、3人以内とする。

6 苦情等処理委員は、男女共同参画に関し知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

7 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

9 苦情等処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### 第3章 吹田市男女共同参画審議会

第21条 本市に、吹田市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画計画の策定その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、答申するものとする。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織する。

5 委員は、学識経験者、市民、市内の公共的団体の代表者及び事業者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年11月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(審議会の委員の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員についての第21条の規定の適用については、同条第5項中「市内の公共的団体の代表者及び事業者」とあるのは「及び市内の公共的団体の代表者」と、同条第6項中「2年」とあるのは「平成15年3月31日まで」とする。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年法律第 64 号  
最終改正 令和 7 年法律第 63 号

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等

により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定

めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。  
(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に

規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
  - 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
  - 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
  - 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
  - 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表  
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、

当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告

を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年法律第 31 号

最終改正 令和 7 年法律第 84 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚

姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者

の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八号の三及び第九号において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を

用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)(第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置(当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報受信装置(位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。))の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。)の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置

(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付

近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。))の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以

下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄

本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。  
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、

裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる

る。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除  
(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書

第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並

びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係に

おける共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み

替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

# 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年法律第52号

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

### (基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

### (関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

### (緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。))その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

## 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行

い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和三十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和三十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

## 第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

## 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 資料4 吹田市男女共同参画審議会委員

令和8年(2026年)3月1日現在

区分	氏名	役職等
学識経験者	会長 木下 みゆき	大学教授
	副会長 保田 時男	大学教授
	巽 真理子	大学准教授
	室谷 光一郎	弁護士
	山中 浩司	大学教授
市民	小縣 早知子	公募委員
	河野 路利	公募委員
	松崎 亜佐美	公募委員
公共的団体	岡本 智子	社会教育関係団体
	加賀城 恵美子	社会福祉関係団体
	谷岡 明美	人権関係団体
	辻 美由紀	社会福祉関係団体
	馬場 徳二郎	社会福祉関係団体
事業所	山本 信久	市内事業所

選出区分ごとの五十音順・敬称略

## 資料5 吹田市男女共同参画審議会の検討経過

## 【令和6年度(2024年度)】

- ▷ 第1回審議会【6月25日】 ・男女共同参画に関する市民意識・実態調査について
- ▷ 第2回審議会【12月13日】 ・男女共同参画に関する市民意識・実態調査について  
・(仮称)第6次すいた男女共同参画プランの策定について

## 【令和7年度(2025年度)】

- ▷ 第1回審議会【8月20日】 ・諮問  
・第6次すいた男女共同参画プランの策定について
- ▷ 第2回審議会【9月26日】 ・第6次すいた男女共同参画プラン(素案)について
- ▷ 第3回審議会【11月4日】 ・第6次すいた男女共同参画プラン(素案)について
- ▷ 第4回審議会【12月2日】 ・第6次すいた男女共同参画プラン(素案)について  
・答申

# ジェンダー平等社会の実現に向けて

第6次すいた男女共同参画プラン  
2026-2030

令和8年(2026年)3月

吹田市 市民部 人権政策室  
〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号  
TEL 06-6384-1461  
E-mail danjosan@city.suita.osaka.jp

この冊子は200部作成し、1部当たりの単価は1,100円です。